都市公園制度150周年記念

~都市公園制度と ランドスケープコンサルタント~

一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会 広報委員長 塚原 道夫

都市公園制度は、明治6年1月15日太政官布達第16号「群衆遊覧の場 所における公園を設ける件 によって発足し、明年 150 周年を迎えます。一 般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会(CLA)は、昭和39年の発足 以来、都市公園とともに歩んできました。150周年を迎えるにあたり、都市 公園事業における CLA の歩みを振り返り、都市公園と CLA の未来を考えます。

都市公園と CLA の歴史

我が国の都市公園が著しく発展した時期は、昭和39年発足以来58年間 のCIAの足跡に重なります。CIAの先達たちは都市公園の発展に多大の貢 献をしてきました。

都市公園の今

都市公園面積1人当たり10㎡の目標が達成され、都市公園事業は量の拡 大から転換して、地域コミュニティ活性化、健康づくり、子育て、福祉、地 域との連携等、より高度な機能に取り組んでいます。また指定管理者制度、 公募設置管理制度 (Park-PFI) によって、民間事業者の参入による整備・管 理運営が進んでいます。

都市公園と CLA の未来

わが国は本格的な少子高齢社会の到達が見込まれます。予算の拡大が見 込めないなか、都市公園の整備・管理運営は知恵と工夫による新たな取り組 みが求められます。

都市公園事業における CLA の足跡、今日の新たな取り組み、将来の都市 公園の在り方を考えるとき、都市公園は都市に不可欠のインフラであり、市 民生活と地域社会の豊かさの指標であるとの認識を新たにします。未来にお いても、CLAは都市公園事業の担い手として、社会から期待される存在であ り続けます。

ご挨拶

「都市公園制度 150周年記念 ~都市公園制度とランドスケープコンサルタント~」 によせて

伊藤 康行

国土交通省都市局公園緑地・景観課長

来年、令和5年は、太政官布達により我が国の公園 制度が誕生した明治6年から数えて、ちょうど150年 の年に当たります。この布達には、「(前略) 人民幅湊ノ 地ニシテ、古来ノ勝区名人ノ旧跡等是迄群衆遊覧ノ場 所(中略)従前高外除地ニ属セル分ハ永ク万人偕楽ノ地 トシ公園ト可被相定(後略)」とあり、すなわち、それ まで多くの人々が遊観の場所としていた古くからの景勝 地や名所旧跡で、それまで、税をかけてこなかった社寺 境内や公共用地などを布達により、改めて永くすべての 人々の楽しみに供する場所である公園とすることとした もので、まさに公園制度の始まりといえるものでした。

太政官布達以降、明治から昭和へ、わが国の発展に応 じ、経済社会情勢の変化やその時々の多様なニーズに対 応して、都市公園に関連する制度も、東京市区改正条例、 旧都市計画法の制定、関東大震災後の帝都復興計画、公 園計画標準の制定、防空緑地計画、都市公園法の制定、 都市公園等整備緊急措置法の制定と都市公園等整備5 か年計画の策定等、その制度が整えられてきました。

度発足100年の前年、昭和47年であり、それ以降、6 次にわたる5箇年計画により、都市公園等の整備量は、 昭和46年度末の1人当たり公園面積約2.8㎡から平成 14年度末の1人当たり公園面積8.5㎡へと飛躍的に引 会(CLA)は、昭和39年5月に、任意団体「造園設 き上げられることとなりました。

平成 15 年度以降は、社会資本整備重点計画に組み込 まれ、現在に至っており、1人当たり公園面積は、10.7 m³、全国の個所数は約11万箇所、面積にして約13万 haと整備が進みました。

都市公園の整備が一定程度進捗する一方で、都市公園 の維持管理費等は減少しており、公園施設の老朽化に起 因する事故も発生しています。社会の成熟化、市民の価 値観の多様化、社会資本の一定程度の整備等の社会状況

の変化を背景として、緑とオープンスペース政策は、そ のポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のた めに最大限引き出すことを重視するステージ(新たなス テージ)へ移行すべきとした「新たなステージに向けた 緑とオープンスペース政策の展開について| が平成28 年に取りまとめられ、その成果として、都市緑地法等の 改正により、緑の基本計画の記載事項への「都市公園 の管理の方針 | の追加、公募設置管理制度 (Park-PFI) の創設など施策を展開しています。

そして現在、法改正から5年が経過し、より柔軟に 都市公園を使いこなすための公園の管理運営方策や、デ ジタル化の急速な進展や新型コロナウイルス感染症の拡 大を契機としたニューノーマル社会への対応など、社会 経済状況の変化を踏まえた公園の新たな意義・役割への 対応のため、「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関 する検討会」において、取り組みの方向性を議論いただ いており、秋には取りまとめが行われるところです。太 政官布達150年を迎える令和5年に向け、「人中心のま 第1次都市公園等5箇年計画が策定されたのは、制 ちづくり | が求められるなか、公園本来の役割、多機能 性・多様な可能性を再認識し、新たな施策につなげてい こうとしています。

> さて、一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協 計事務所連合 | として発足、日本造園コンサルタント協 会を経て、2014年には、創立50周年を迎えられました。 この間、会員の皆様は全国の都市公園等の設計等を通じ、 都市公園の発展に大きな足跡を残されています。

今般、都市公園制度150周年の企画に取り組まれ たことは、時宜を得た取り組みであり、感謝申し上げ る次第です。公園の歴史を振り返りつつ、新たな時代の 都市公園の発展に向けて、ますますのご活躍を祈念し、 相互に協力・連携して進んでいきたいと考えております。

都市公園150年の概観

荘田 隆久

(株) 空間創研

都市公園制度は、明治6(1873)年1月15日太政 官布達第16号「群衆遊観の場所に公園を設ける件」に よって発足し、令和5 (2023) 年1月15日に150周 年を迎えます。本稿では、この150年の歴史について 簡単に振り返ってみることとします。

江戸時代

江戸時代には「公園」という場はありません。しか し、当時の江戸は、既に人口100万人を有する世界一 の高密都市であり、一般社会において必要とされるオー プンスペースや緑と触れ合う多様な空間が存在していま した。

火除地や広小路(防災空地)、桃園や梅林(公共緑地)、 墨堤の桜 (リバーサイドパーク)、巣鴨や染井の植木村 (観光農業)、朝顔や花菖蒲 (園芸ブーム) など、様々な 形で緑の空間や利用が見られました。町人の多くは長屋 住まいのため庭はなく、空地や路地の隅を利用して花や 植物を栽培して楽しんでいました。この習慣は今日でも 下町の路地の風情として伝わっています。

また、四季折々に花見や紅葉狩りへ出かけたため、幕 府によって隅田堤、御殿山、飛鳥山、中野桃園などの花 や植物の名所も造られました。花見のようなレクリエー ション利用を目的とする都市緑化は江戸期の新しい動向 であり、そのための場所を国家が造るのも初めてでした。

明治時代

明治初期、政府は欧風都市を規範とする近代都市建設 のため、江戸時代からレクリエーション利用を目的とし ていた群集遊覧の場所を「公園」として指定することと しました。明治6(1873)年1月15日に太政官(当

表-1 太政官布達で同年に開園した公園一覧

•	名称	現在名	所在地	•	名称	現在名	所在地
1	佐氏泉公園	佐氏泉公園	山形県米沢市	14	小牧公園	史跡公園	愛知県小牧市
2	松岬公園	松が岬公園	山形県米沢市	15	白山公園	白山公園	新潟県新潟市
3	日和山公園	日和山公園	山形県酒田市	16	上野公園	上野公園	三重県伊賀市
4	鶴岡公園	鶴岡公園	山形県鶴岡市	17	住吉公園	住吉公園	大阪府大阪市
5	水戸偕楽園公園	偕楽園	茨城県水戸市	18	浜寺公園	浜寺公園	大阪府堺市・高石市
6	馬場公園	二荒山神社	栃木県宇都宮市	19	東山公園	東山公園	岡山県岡山市
7	鋸山公園	南房総国定公園	千葉県富津市	20	厳島公園	宮島公園	広島市廿日市市
8	芝公園	芝公園	東京都港区	21	靹公園	鞆公園	広島県福山市
9	上野公園	上野恩賜公園	東京都台東区	22	高知公園	高知公園	高知県高知市
10	浅草公園	浅草寺	東京都	23	春日公園	春日公園	大分県大分市
11	深川公園	深川公園	東京都	24	臼城公園	臼杵公園	大分県臼杵市
12	飛鳥山公園	飛鳥山公園	東京都北区	25	臼城西公園	臼杵西公園	大分県臼杵市
13	高山公園	城山公園	岐阜県高山市	_			

出典)東京都「都市公園の誕生」太政官布達公園一覧 都市公園

時の最高官庁)から布達が出され、旧社寺の境内などを 公園として公有化し開放したことから、我が国の公園の 歴史が始まりました。

同年に全国で25箇所(表-1)の公園が開園しました。 代表的な公園として、東京では、浅草公園、上野公園、 芝公園、深川公園、飛鳥山公園の5箇所、大阪では、住 吉公園、浜寺公園の2箇所が公園として誕生しました。 これらの太政官布達による公園は、従来から利用されて いた空間を前提に設置されたもので、市街地の改善整備 と連動したものではありませんでした。

市街地改善の一環としての公園整備は、明治21 (1888)年の市区改正条例の制定をきっかけに検討され、 ここで計画された日比谷公園は、日本の近代公園の象徴 とも言え、明治36(1903)年に国内初の洋風公園とし て開園しました。

このため、明治6年から明治20(1887)年までを太 政官布達による公園創設時代と位置づけることができ、 この間に全国各地で81箇所もの公園が整備されました。

大正時代以降

その後、大正8(1919)年に旧都市計画法が制定され、 都市公園は都市計画施設として位置づけられました。大 正12(1923)年に発生した関東大震災では、都市公園 が避難場所や火災延焼の防止の役割・機能を有している ことが実証され、復興事業の中で公園整備が進められて きました。

前に設置された都市公園は、GHQによる接収や、公共 施設等への転換等による改廃等の課題が生じました。こ れらの課題に対応するために、都市公園の用途の制限や みだりな廃止を禁止する等を定めた都市公園法が昭和 31 (1956) 年に制定されました。そして、この時定め られた整備水準は、国民1人当りの都市公園面積を6m² 以上(市街地では3㎡以上)としていました。

それでも、戦災復興や高度経済成長期の社会資本整備 の中では、都市公園は道路や港湾等に対し優先度が低 く、整備が遅れていました。この状況に対して、昭和 47 (1972) 年に都市公園等整備緊急措置法が制定され ました。そして、これに基づく平成14(2002)年まで の31年間にわたる都市公園整備5箇年計画により、都 市公園の本格的な計画的整備が進められました。5箇年 計画策定当初の目標である国民 1 人当りの都市公園面 積9㎡という目標をほぼ達成して、その役割を果たしま した。

その後、都市公園等整備水準の長期目標として21世 紀初頭には計画対象人口1人当り20㎡をという長期目 標を打ち立て、当面の目標として長期目標の 1/2 であ る 1 人当り 10㎡を確保することとし、平成 24 (2012) 年度末にこの目標を達成しました。

現在

こうして、全国で約10万箇所(約12万ha)を超え る都市公園が供用されるようになりましたが、人口が集 中している市街化区域や DID 区域の1人当たり都市公 園面積は依然として低いままです。しかも供用中の都市 公園のうち設置から30年以上経過したものが約4割、 20年後には約7割に達する見込みです。また、都市公 園の設置箇所数のうち、小規模な都市公園である住区基 幹公園が全体の約9割。また、面積1.000㎡未満の更 に小規模な都市公園が約4割を占める、という課題も顕 在化しています。

現在では、都市公園施設の長寿命化対策や、遊具の安 しかし、戦災復興から高度経済成長期を経る中で、戦全・安心対策、公園全体のユニバーサルデザイン化など の施策が進められていますが、公園の量より質という時 代のニーズを踏まえて、平成29(2017)年には公園の 中に公園サービスを拡充する民間施設の導入を可能とし た Park-PFI 制度を盛り込んだ都市公園法の改正なども 行われています。

> このようにして、太政官布告に始まった都市公園は、 震災復興、戦災復興、高度経済成長期などの状況に応じ て、都市公園法の制定や必要な改正、計画的整備の推進 がなされて、現在に至っています。

CLA と都市公園

小林 治人

CLA 元会長

はじめに

一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会が、都市公園整備事業推進のために調査・計画・設計・監理等で事業参画できるようになったのは、1964年東京オリンピック開催と、第9回IFLA(International Federation of Landscape Architects: 世界造園家連盟)世界大会が東京・京都を中心に開催されたのを契機に、それまで民間の住宅・旅館・遊園地などの庭園設計を主としていた先達と、昭和初頭生まれ世代の造園設計者(以下「Landscape Designer:LD」と略す)とが力を合せ、「造園設計事務所連合」(以下「CLA」と略す)を組織したことに始まる。

ここに「CLAと都市公園」の関係について、創世記からの生き残りの一人として振り返り、前事不忘後事之師になればと年代順に記することとした次第である。

1. 1960 年代: 都市公園整備事業と CLA の曙

私が、社会人として第一歩を踏み出した 1961 年は、建設省(現在の国土交通省)計画局施設課が都市局公園緑地課となった年である。以後、私はこの公園緑地およびオープンスペースという社会資本整備事業に、LDという立場から参画することに人生の大半を費やすこととなった。

1964 年東京オリンピック開催時に選手村であった跡地、代々木公園の競技設計を皮切りに、1968 年国営武蔵丘陵森林公園競技設計、1968 年大泉緑地競技設計等、本格的に都市公園整備事業拡大の機運が高まり、CLAのメンバーを始め、大学関係者・民間企業等の若い世代のLD達を刺激し、情熱的な挑戦に希望を持たせた。

当時、国の都市公園事業費は2~3億円前後であったが、競技設計の実施は、その後の都市公園整備事業の成長を予兆する前触れ的出来事となり、1968年頃には10億円を超えるようになった。このように都市公園整備事業推進が本格化した結果、全国各地の自治体が国からの補助金を受けて実施する都市公園の計画・設計業務委託を発注することとなったが、既にCLAが名簿と実

績についての印刷物を広く公表していたので、CLAメンバーを利用していただくことができた。

この結果 CLA の LD 達は多忙を極めるようになった。 数日間家に帰らず連日徹夜・徹夜で設計業務に専念できる幸せをかみしめながら、発注者の期待に応えようと図面に夢と希望を托した時代であった。現代では考えられない作業環境であったが、当時はそれが当たり前だった。

当時はまだ、都市公園の利用実態調査とか設計の基礎 データがほとんど存在しない中で、希望的苦悩をした時 代でもあった。都市公園事業の円滑な推進には、このよ うな背景があったことを銘記しておきたい。

さらに都市公園整備事業の成長にはそれ相応の民間支援文化活動が不可欠で、CLAは造園設計の職能組織として自由で柔軟な活動が可能な立場であったところから、長年の懸案であった造園ジャーナルの確立、造園夏期大学の開催(当初日本造園学会主催、現在日本造園修景協会主催)、関東造園人の集い(現在の新年造園人の集い)、造園技術者の会、国際交流など、積極的に斬新的な社会活動の企画にも参加していった。のちにこれらの集まりの構成員による総合的な力が社団法人日本公園緑地協会を中心に結集され、都市公園事業予算獲得のために国会への陳情運動にも参加した。

2. 1970 年代: 都市公園整備事業の発展

LDにとって、いよいよ都市公園緑地事業が本格化していく動きをCLAの仲間と共に具体的な形で体感したのは、1970年大阪千里丘陵で開催された大阪万国博覧会への参加である。この時、CLAとして作成した造園設計料率表が建設省で設計委託の参考資料として採用利用されたことが、都市公園設計委託を企画する自治体の参考資料として、おおいに活用された。

1975 年沖縄海洋博覧会では、CLA 内に博覧会担当 チームを組織し、会場が 5 つのクラスターに分かれた 村型の計画であったことを意識し、それぞれに設計担当 を分けてチームを編成し、CLA の LD が存分に腕を振 るうことができた。 博覧会は、時代の先端的技術を世界に示す大胆な実験の場であり、前例のない発想を実現させる機会として若い LD の良い体験的学習機会でもあった。

この博覧会での多様な経験が、都市公園設計など多方 面で応用されたことを考えると、博覧会開催に向けて超 過剰な修羅場ともいえる過酷な作業を乗り越えた世代に とって、救われる思いである。

1972年には第一次都市公園等整備五ケ年計画が策定され、1976年までに9,000億円が組み込まれた。都市局唯一の直轄事業である国営公園の整備促進と、地方自治体への補助事業として都市公園整備事業の推進により、公園設計委託が全国的なスケールで安定的に行われるようになりLDも急増した。

さらに都市公園が地域・都市の生活密着型の基盤的社会資本であることが認識され、都市公園・緑地を系統的にネットワークする「緑のマスタープラン」策定が実施されるようになり、まだIT化が進んでいない中での広域的緑地などの自然環境の調査作業は体力を要する仕事であった。この緑のマスタープラン策定マニュアルの発行にはCLAも参加している。

都市公園事業予算は年々倍増ペースで伸びたが、事業 の進行に伴い専門技術者数が追い付かないという状況も 一部見受けられた。この状況解決に向けて造園設計界も 若者が安心して就職できる職場として社会的理解を深め るため、CLAの広報誌・人材育成のための研修会の他、 全国の自治体の都市公園関係者講習会なども実施した。

3. 1980 年代: 国際的催事と CLA

次々と新しい都市緑化政策が施行されていく途上において、広く社会的理解を深め普及させようと、建設大臣参加の元、造園関係 9 団体が参加して都市緑化推進協力会が組織され、10月を都市緑化月間とした活動が口火を切った。

1980年10月13日には、銀座ソニービル前で、都市 緑化事業の現状と目標を掲げて広く社会に訴えた。この 時CLAのメンバーが積極的に参加し、会場準備やチラ シ配布など積極的に活動した。

これらの活動の高まりの中で 1983 年から建設省の提唱で「全国都市緑化フェア」が緑の国体に例えられて毎年全国持ち回りで開催されることになった。この結果は、開催経験の蓄積が年々緑・花文化の深化を促進し、緑・花普及に必要な理念と、具体的技術の開発が年々進化し続ける、という成果に結びついている。

設計委託業務が安定的に行われるようになると、 CLAメンバーの事務所も徐々に充実し、1985年に社 団法人化を実現することができた。

また、つくば科学博覧会(1985年)では、大阪や沖縄の経験から緑関係の予算を土木・建築から切り離して独立させることができ、これにより科学博では花と緑のデザイン密度を高めることができた。この手法の流れは、横浜国際博覧会(1989年)にも応用され、さらに横浜市緑政局より都市公園の樹木が会期中会場にリース提供され、豊かな緑のプロムナードが完成した。

つくば科学博覧会の開催中、建設省と大阪市では 1990年に国際園芸博覧会を大阪で開催する方向で検討 していた。その実現のためには日本が AIPH (国際園 芸協会)のメンバーであることが条件であったため、社 団法人日本造園建設業協会が AIPH に加入を果たすこ ととなった。この時点で、日本はどのような国際園芸博 覧会を考えているのかについて、CLA として構想図を 描くこととなり、その結果を霞が関ビルの会場で一般公 聞した。

これまでの国際級の催事における CLA の実績が評価され、その後の各種の博覧会等催事の会場計画策定を CLA が受託して行うこととなる発端となったといえる。

一方、1960年代から1980年代までの都市公園事業の成長期を経て、国際会議等、都市公園をテーマにした会議を開催し、海外の都市公園の実情を学び関係者と交流を深める機会となった。1985年IFLA世界大会を再び日本(東京・神戸)で開催することになった。この大会開催にあたっては、多くの造園関係団体、あるいは多数の個人からの支援があったが、CLAが全面的に会の運営に当たった。

高度経済成長期における都市公園の展開は、都市公園の重要性を社会に普遍化させ、その整備量を増やすための予算獲得運動が大切な時期であり、CLAも積極的に参加した。まさに日本の青春期だった。

4. 1990 年代:総合環境としての都市公園

都市公園整備事業が本格化する以前、公園計画・設計 論を学ぶための研修会などが行われてはいたが、この時 代は急騰する土地代の関係もあって、用地取得が大きな 問題で折角の公園整備費も公園を点的に配置し整備する に過ぎないといえる実状であった。

その後、緑のマスタープラン計画が各地で進み広域的 な緑地論が展開され、既存の都市公園の位置づけも点か ら線、線から帯、帯から面状の整備へと、緑のネットワークが意識され河川・道路などの敷地も緑の計画に加味された。この面的な都市公園整備が地域・都市の総合環境計画として実現され始めた。

それは、従来の都市公園が都市の隙間に建設された姿から、広域的に面として緑空間が総合環境として確保された中に、人工的な施設が適宜配置される姿を目指すことでもあった。

1990 年代前半は、高度経済成長の余波が続き、世界各地の IFLA 世界大会などへ CLA が企画して積極的にグループ参加が続けられ、日本の設計職能と作品が広く世界の仲間に認知された時代でもあった。

1990年代後半はバブル崩壊後の経済環境の悪化から、急速に関連事業が激減し苦難の時代が始まっていた。 20世紀後半に急速に進んだ国家財政赤字の進行による 社会資本整備事業の見直しを含め、1994年から「緑の 政策大綱」(緑サンサングリーンプラン)を定めた。

1995年1月17日、突然阪神・淡路地方を襲った大地震は都市公園の果たした防災効果を強烈に人々に印象づけた。このことが防災公園整備事業推進へと拍車をかける結果となったが、これら行政が担当する緑の環境造りの他に、民間のNPO活動などが芽生え、官民一体化しての新たな活動の種が撒かれはじめ、21世紀の方向性を予感させる現象と受け止められた。

都市公園整備事業とゴミ処理を一緒に行う事例も増え 始めていたが、都市公園設計に、単に視覚的な美しさ、 利用性を追求するだけでなく、エネルギーの流れなど目 に見えない環境システム面について科学することも求め られるようになった。

文明的進化によって緑の量的整備を急速に進めた時代から、環境問題、安定しない職能環境など 20 世紀から受け継いだ負の遺産ともいうべき状況の改善を目指した新しい組織づくりと活動が始まった。

5. 2000 年代: 21 世紀型都市公園の方向

造園科学・技術は、長い年月を経て緩やかに発達してきた技術であり、生の自然に特定の時代の価値観を照射しながら、自然と人間の共生できる多機能空間造りとして都市公園のあり方が問われる時代になった。

2000年には、淡路島でジヤパンフローラ 2000 が開催されたが、この会場計画・設計は関西 CLA 会員が主体となって実施したものである。

さらにこの機会を利用して IFLA アジア地区大会を

地元兵庫県、日本造園学会、ジャパン IFLA などの共催で実施した。これら諸活動の末、関西国際空港の埋め立て用の土取場跡地が国営明石海峡公園として美しく姿を変えている現在の姿を CLA の仲間と喜びたい。

整備からストックマネジメント時代の到来によって、2003年指定管理者制度導入と2004年には景観緑三法が施行され、都市公園の生態管理・資源循環・環境教育等の各種催事・企画運営も含めて総合的に管理運営する時代になり、社団法人公園管理運営士会が組織された。

日本は経済的豊かさを背景として、大型で多彩な開発 プロジェクトを推進してきたが、最近では自然と人間の 関係についての社会的関心の高まりは TV などによる自 然の紹介、幅広い園芸ブームなどを背景に「都市公園」 の造り方・使い方の変化を余儀なくされている。

生き物空間である都市公園は、樹草の成長が著しく、その維持管理費などを捻出できる自立した都市公園経営のあり方、さらに予定地周辺の住民を交えたワークショップ方式などによって、市民による都市公園造りに参加した人達と公園との距離が身近になり理解度を深め、自分達の都市公園という意識が芽生えて、地域のコミュニテイ形成を促進し、都市公園が地域活性化の核として機能している地域の例は今後ますます増えていくと予測される。その時、行政と地域住民をつなぐ創造的な仕事はまさにCLAのLDの大切な仕事であり、21世紀型の都市公園の方向付けについての考察を深化させなければならなくなっている。

6. 2010 年代:公園管理運営の時代への準備

2012年には国民一人当たりの都市公園面積が当面の整備目標である10㎡を超え、少子・高齢化社会における都市公園の効果的使い方の見直しのため、公募設置管理制度(Park-PFI)が実施されるようになり、柔軟性のある活用のための研究会などもCLAは実施した。

その後、都市構造の転換と地方再生が進む中で、 CLA は積極的に時代感知能力に優れた LD の高感度センサーを駆使して、各種の設計業務を全国各地で提言し、 造園産業界に新風を送る気概を示してきた。この CLA の流れを持続させる為に深化した造園文化の理念や技術 を伝承するための工夫が続けられている。

他方、国の進める規制緩和政策に逆行するように見える資格制度化も進んでいる。造園の資格として造園修景士、公園管理運営士、登録ランドスケープアーキテクト、一級造園施工管理技士、樹木医、その他多くの専門に特

化した資格制度が乱立したが、資格所有者として、真摯な研究・研鑽によってスキルアップを怠らず、職能の明日を拓く立場を保持するために必要な処置であったと考えられる。

20世紀の社会資本整備の時代は、行政が先導することで全国的に公園の標準化が進み高度で高密な制度が完成した。しかし、21世紀は都市公園経営自立型ビジネスとして成立できる法の一部改正などと併行させながら公園管理運営事業という立場からの使われ方が本格化しつつある。

このような状況を受けて都市公園のあり方、特に新時代に向けての経営的視座からの研究をするために「ランドスケープ経営研究会」(略称 LBA)を発足させたことは適切な活動であると期待したい。

また整備を進めた時代の過剰で時代に合わない施設、 過密で巨大化しすぎた危険な樹木などの撤去、急速に変 化した都市景観に調和しない余景・醜景の除去等、マ イナスデザインの面からの対応も大切である。(例えば、 「ここは風致地区なので看板は立てないこと」という看 板など)

7. 2020 年代: コロナ禍と都市公園事業

2020年1月新型ウイルスが発生してすでに2年半が経過した。2022年8月の今も変移したウイルスが猛威を振るい、世界的なパンデミックの脅威は治まる兆候が見られない。

しかし、コロナへの対処療法などが徐々に解明されて 外出自粛によって疲弊した人々が、一定の感染予防処置 をしたうえでソーシャルデイスタンスを保ち、都市公園 など、緑の空間を有効的に利用することが心身の健康維 持に効果があることが定説となり、コロナ禍の中で安心 して利用できる都市公園のあり方を考慮した公園管理運 営の試みが始まっている。

従来の都市公園は一定の遊具などが配置され子供たちの人気を集めてきたが今後、非接触型施設運用と、オンラインイベントが楽しめる装置等これらが適宜併用されて運営できる設計に変化する時代になった。

CLAと都市公園計画・設計という公共事業としての 仕事は、現在入札制度によってLDの事務所を決定す る仕組みであるが、この制度は、事業を方向付ける考え 方が十分理解されぬまま設計者を選定することとなりか ねない課題も含み、その是非については長年CLA内部 でも議論されてきた。そこで入札金額の多寡で設計事務 所を決定する業務委託方式だけでなく、プロポーザル方式を積極的に採用することによって、委託業務の内容的な質を保持するための安全弁として機能させようと、CLAでは提案を進めている。

ただし、基本的には現在 CLA に所属する事務所の LD は、公共事業として発注される業務については標準 以上の成果を常に保証できる有資格者である、という大 前提に立ち、法を順守した入札制度を甘受しているが、 このような状況だけに頼っていて良いのだろうか?

新しい時代を拓くためには、既に一部では実施されてはいるが、CLAなど組織人としてのLDだけでなく、一般人の参加も可能なアイディアコンペ等をもっと実施して、新しい都市公園を生み、育てる手立ても考えたい。

今、予期せぬ新型コロナによるパンデミックによって 世界の様相が激しく変化する中で、都市公園のあり方、 都市公園の健康維持施設としての期待が高まっている 利用状況がある。こうした状況を受けてコロナ禍以後、 LDの主たる目標は、人々の命のよりどころとしての都 市公園を、都市全体の中での緑のネットワーク化の中に 位置づけ、地域の自然的成り立ちに配慮しながら守り育 てる工夫と、わが国固有の伝統的造園思想・技術と柔軟 に調和融合を繰り返すことが可能な仕組みづくりを考 え、伝統を現在性に置き換えるなどして、日本文化とし ての強靭で包容力のある都市公園を創出する時である。

おわりに

CLA が誕生し、今日まで都市公園計画・設計・管理 運営などの仕事に参画できるようになったのは、太平洋 戦争の戦禍を乗り越えて、戦後の都市公園事業を立ち上 げてきた多くの先達からの指導があってのことである が、特に CLA では佐藤昌初代会長のご指導によって行 政・学界・産業界等との連携の基礎が創られてからとい える。佐藤初代会長は、長年にわたる欧米・アジア諸国 の公園緑地・オープンスペースの研究成果を踏まえて、 行政・学識経験者で構成された設計専門委員会では常に 会をリードされ、まさに都市公園の父として「厚徳載物」 の思想を説かれた。

CLAでは、その意を引き継ぎいで以後、小形研三、小林治人、杉尾伸太郎、大塚守康、枝吉茂種と会長が続き、現在は金清典広に引き継がれている。今後共、都市公園事業の発展を支えるために、社会から期待される役割を果たし、常にその技術研鑽に勤しみ、都市公園事業の大きな牽引役を担っていくことを期待したい。

公園 150 年の歴史と計画・設計者の役割

糸谷 正俊

(一社) ランドスケープコンサルタンツ協会顧問 (株公園マネジメント研究所経営顧問 (株総合計画機構相談役

制度創設以来 150 年の歴史がある公園と、その整備 推進にかかわった公園計画・設計者の歴史について、限 られた誌面ではあるが概要を振り返り、CLA の役割に ついても考えたい。

1. 公園のはじまりと公園計画・設計者の誕生

明治政府は欧米を範とする中央集権による近代国家の 形成と富国強兵を目指し、版籍奉還(明治2年(1869年)、 以下基本的に和暦で表示)、廃藩置県(明4)、社寺上地 令(明4)、地租改正(明6)、徴兵制(明6)等の政策 を打ち出すとともに、社会改革として身分制度の廃止(明4)、学制公布(明5)などを矢継ぎ早に実施した。

明治6年の太政官布達第16号は、「3大都市をはじめとする人口の集まる地域にある由緒ある景勝地、名所地または著名な人の旧跡等で、古来より人々が遊覧の場所としていたところであり、かつその土地が国の所有または所管に属するものについては、永く国民がともに楽しむ"公園"とすべきであるので、府県にあっては適地を選び、図面等を添えて大蔵省に提出すべきこと」という内容の布達であり、多くの名所等がこの年から数年の間に公園に指定された*1。この公園制度は、前記した各政策と関連して出されたものとして理解される。

新政府は、土地所有者を特定しその所有権者を納税義務者として設定し、経済的基盤を確立することが急務であった。神社の主要境内地以外は上地(土地の没収)が行われ、一方で官有地、官有林の払い下げが進められ、政府の財源確保が図られた。その際、社寺域等の荒廃化も進んだため、その保全を図るための方策のひとつとして、地目「公園地」が制度化された**2。

また賎民廃止令等平民化が図られ、行先を失った人々の救済地として公園が活用されるなど、急激に変化する社会変革の中で生み出される矛盾や軋轢の受け皿としての役割も担った*3。

この公園制度のスタートにあたっては、明治政府と東

京府など申請者との間に、制度の運用をめぐる様々のやり取りがあり、府県にとって公園関連支出をどこから捻出するかが大きな問題となった。この解決策として公園を経営することで、公園管理運営資金を調達し、さらに新規の公園整備の財源を生み出したことを勘案すると、太政官布達公園はいまでいう公園マネジメントの原点となり、また長岡安平という公園設計技術者(ランドスケープアーキテクト)誕生のきっかけとなった。

長岡安平は、明治 10 年代の東京府の職員であり、芝公園の整備、飛鳥山公園の設計などに関わったのち、東京市区改正設計による我が国第 1 号の新設公園坂本町公園の設計を手掛けた(明治 22 年開園)。しかし、彼が躍動するのは明治 32 年 58 歳の年からで、地方からの要請に応じて全国で公園、庭園の設計に携わり、関与した公園・庭園の数は延べ 180 か所以上にのぼる。彼の公園設計方針は、「一般利用や子供たちの利用に配慮」「自然の地形を生かす」「広場と子供遊技場は必須」等を掲げ、「開放的、平等的、児童本位」「人工を避け、できるだけ自然に見せる配慮」という設計思想を普及させる**4。これは、現在の公園設計思想においても、根幹をなす考え方として受け継がれている。

2. 太政官布達公園である住吉公園の変遷

大阪府営住吉公園の歴史については、住吉公園指定管理共同体が発行した「住吉公園歴史探訪(1~15号)」に貴重な情報が詳しく掲載されており、150年の歴史の重みがわかる。以下、住吉公園での公園制度創生期の公園の実情を見てみる。

住吉大社の境内地すべてが住吉公園になったのは、明治6年8月のことである。しかし、社務への支障が著しいため、明治8年には神社境内の枢要区域は住吉大社に返還され、神社域西部一帯の松林区域が公園地となった。

この公園地は鉄道開通の影響を受け明治末までに浴

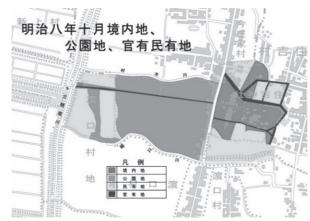


図1 住吉公園指定地 (明治8年) 出典 住吉公園指定地 (明治8年)

場、茶店、料理茶屋、料亭などが70軒以上立地し、大変な賑わいを見た。まさに公園=歓楽地の様相を呈していた**5。

しかし高密度な建物立地や周辺からの大気汚染等により、松林が衰退し、水質悪化が進むなどの問題が生じたため、大正7年(1918)以降借地建物が整理され、府営公園としての大改造が行われていく。

大正9年(1920)に大阪府に赴任した都市計画家であり造園技術者であった大屋霊城(1890-1934)は、東京大学卒業後(大4)明治神宮の宝物殿地域の設計監督を担当し、大正6年に大阪府立農学校で教鞭をとりながら大正7年府営住吉公園の改良工事にかかわる。彼は公園内の茶店、料理屋等を園外に移転し、汚れていた沼沢を埋める一方新たな池を作って修景を行い、園路を一新し、動物舎を設け、運動場を追加した。まさに近



図2 明治30年代の公園見取図 凡例の〇で囲まれた数字は民間使用地 75軒あった

出典 住吉公園歴史探訪第7号 都市公園住吉公園指定管理共同体発行より



図3 大正9年以降の住吉公園 斜線部は昭和11年から工事が始まった国道16号 (現26号)の事業区域 住吉公園が縮小されるとともに代替え公園として住 之江公園が完成

出典 住吉公園歴史探訪第10号 都市公園住吉公園指定管理共同体発行より

代的総合公園に作り替えたのである。

3. 大屋霊城の躍動

大屋霊城の功績は、多くの公園づくり(住吉・住之江 公園、箕面公園、枚岡公園等) もさることながら、実は 都市計画家として緑のまちづくりを指導したことも大き い。大正9年に教職を辞し、同年大阪府都市計画地方 委員会技師に任じられて海外の都市計画と公園緑地の視 察に赴き、その成果を各所で発揮する。民間都市開発の 指導(阪神電鉄甲子園花苑都市構想、大阪鉄道藤井寺花 苑都市構想)をはじめ、昭和3年大阪都市計画公園計 画決定に関与する。この時決定した大公園(服部緑地、 臨南寺公園―今の長居公園、豊里公園―今の城北公園、 大阪城公園、万代池公園等)と河川公園が、現在の大阪 府市の基幹公園となっているほか、随所に公園を繋ぐ公 園道路(今は残されてないが、一部は都市計画施設とし て実現した)を計画し、緑のネットワークの実現を目指 した。彼はまた、大阪朝日新聞に「パークウェイとブー ルバール という論説を載せる (大12) など、公園計画・ 設計の技術者であるとともに、緑の都市計画の大いなる 論客であった。

さらに児童の遊び場についての研究成果をまとめ(昭 3)、児童遊園の誘致圏等の配置と設計基準を提起した ほか、昭和7年から住吉・住之江公園で公園祭を開催し、 公園の利活用に努めた。そのほか、近畿をはじめ各地の 公園計画に携わり、また風致地区指定、名勝地指定にも

貢献する。昭和9年、わずか45歳の生涯を閉じたが、 その幅広い功績は非常に大なるものがあった^{※6}。

4. 近代的都市施設としての公園の発展と人材の育成

大正 12 年関東大震災以降、すでに公布されていた旧都市計画法(大8)とも連動して被災地では帝都復興事業の中で公園整備が進捗し、また各地で都市計画施設としての公園整備が加速する。

さらに、戦時体制が進む中で、東京に7大緑地が都市計画決定(昭15)され、東京、大阪に防空緑地、空地帯が指定(昭19)されるなどの動きはあったが、日本の敗戦により公園緑地計画は一時頓挫する。

しかし昭和 21 年には、戦災復興に係る特別都市計画 法が公布され、緑地地域制度が定められるなど、徐々に 都市整備や公園整備に向けての再スタートが切られるよ うになる。

昭和20年代の公園づくりは、戦災復興や土地区画整理事業の中での公園整備が進む一方、大公園についての懸賞募集(広島平和記念公園及び記念館設計(昭24)、靭公園設計(昭28)、砧緑地設計(昭29))が取組まれるなどの新しい動きも見られるようになった。

この間、戦前公園や公園予定地であった区域が、混乱の中で学校、住居、農地等に代わる事態も散見されるようになったため、昭和31年都市公園法が公布され、公園の永続性が担保されるところとなった。

こうした公園の拡大は、公園づくりの職能の確立をもたらし、産官学で公園専門家が生み出されていく。東京で長岡安平の指導を受けた東京市公園課長井下清は、震災復興公園の計画設計をはじめ、墓地の公園化、史跡庭園の保全、恩賜・下賜公園の獲得、街路樹整備などを進め、行政としての公園技術者の職能を開拓し、多くの人材を育てた**7。

しかし公園づくりの民間の設計者が育つにはもう少し 時間が必要だった。

5. 高度経済成長期の公園づくりとコンサルタントの登場

昭和30年代から日本では急激な都市化が進み、住宅、 学校、道路、公園など都市部での施設不足が顕在化して くる。すでに住宅公団が発足(昭30)し、大阪では企 業局による千里ニュータウン開発(昭33)が決まるなど、 大規模住宅開発が動き出すとともに、東京オリンピック (昭 39) や日本万国博覧会(昭 45)などの大型プロジェクトが開催され、日本は高度経済成長の時代に突入した。

従来、公共工事の不正等を防ぎ工事情報を適正に管理するため、都市施設等の計画・設計は公務員が担当し、工事は民間業者が請負うという仕組みで、都市づくり、都市施設づくりが行われてきたが、増大する公共建設工事に対応するには民間が計画設計にも参入できる仕組みへの変更が必要となった。昭和38年建設コンサルタントの活用について建設事務次官通達が出され、昭和39年(1964)建設コンサルタント登録制度が始まる。

今まで主として民間の庭園設計を担い、造園技術を磨いてきた先輩諸氏が集まり、CLAの前身である任意団体の造園設計事務所連合が設立されたのは昭和39年であり、まさに建設コンサルタント制度のスタートと軌を一にしている。

しかし現実に公共造園の設計に関わった造園部門の建設コンサルタント第1号は(社)日本公園緑地協会であり、業務は建設省発注の日本万国博覧会政府出展日本庭園の基本設計、実施設計(受託昭和42年)であった**8。

建コン登録、設計予算の確保、発注の仕方、業務完了 手続きなど、民間への発注の仕組みが整うまでに若干の 時間を要したのである。

一方、住宅公団や大阪府企業局などの現場では、建コンであるかどうかは別に、すでに公園設計業務が実態として民間設計業者に発注され、多くの民間の公園計画・設計技術者が育ってきた。

また、全国の公園の面積も昭和 25 年 8,300ha から 昭和 36 年 1 万 4,388ha に増え、昭和 45 年には 2 万 ha を超えるまでになっていたが、さらに都市公園等整 備 5 箇年計画策定 (昭和 47 年) により全国の公園計画・ 設計需要の拡大が見込まれた。

ランドスケープコンサルタントの活躍する時代がよう やく到来した。

6. ランドスケープコンサルタンツ協会の成長と展望

この時代までの公園づくりは、主に行政内部の公園計画・設計技術者が対応しており、官製の、利用者に提供された公園であった。民間の計画・設計技術者の登場は、公共造園に参画できる仕組みが整い、活動の場が用意される昭和 40 年代以降であり、利用者のため、市民のた

めの公園が生まれる素地ができた、といえよう。

任意団体であった造園設計事務所連合も、会員数が昭和48年会員・会友合わせて52社であったのが、ピークの平成10年には正会員・準会員・賛助会員合わせて243社に拡大し、造園部門の技術者数は4,000人を超えるまでになった。

業界団体として社会的責任を果たすべく、法人化して 名称を社団法人日本造園コンサルタント協会に改めたの は昭和60年のことである(名称をランドスケープコン サルタンツ協会に変更するのは平成11年)。

全国の国営公園、大阪花博等の国際博覧会の会場計画、全国都市緑化フェアなど、CLA傘下の各社の活躍ぶりは、CLAジャーナル176「ランドスケープコンサルタンツ協会50周年記念」号に記されたとおりであり、また公園の各種調査研究や管理運営においても、成果が蓄積されてきた。さらにCLAが発表したCLAビジョン一新しい環境文化の創造―(平成7年)やRLA資格制度の創設(平成16年)は、公園空間のデザイナー・技術者にとどまらず、緑のまちづくりと豊かな環境文化を生み出す職能としての我々の展望を示している。

しかしながら日本の経済が停滞し、国と地方の財政状況が悪化する中で、公共造園の工事量は激減し、会員数はピークの半分に、また造園部門技術者数も 1/5 に減じた。公園づくりのプロ集団としての役割は終わったかに見えた。

しかし想起してほしい。公園 150 年の歴史の中で多くの先達が苦労して作り上げた公園技術、公園設計思想は、決して光を失っていない。公園は、世の中に定着し、期待されこそすれ、公園は不要、という声は市民からは聞こえない。

今回取り上げた長岡安平の公園設計思想、大屋霊城の緑の都市計画論、また CLA がまとめた CLA ビジョン 一新しい環境文化の創造― や RLA 資格制度はまさに 先見の明があった。これらを活かす様々な取組が CLA の基本的な役割となると考える。

公園は作る時代から使う時代に代わり、今や市民とともに公園を育てる時代になっている。この時代にふさわしい CLA のリーダーシップの発揮も求められている。

最後に CLA との若き日のかかわりをふりかえり、 CLA の将来とその役割を考えてみたい。

50年前、右も左もわからないまま公園計画・設計業

界に足を踏み入れた私は、縁があって昭和 49年 CLA 関西支部の設立にかかわった。荒木芳邦、井上卓之、中 根金作といった大御所各位や、藤田好茂、井上芳治、大 塚守康等の若き造園家リーダー達と親しく交わることが できたことは私の大きな財産となった。

関西の風土性もあると思うが、公園・庭園の枠を超えて、設計・施工の枠を超えて、また年代を超えて、自由に発言できる交流の場が築かれていた当初の CLA 関西は、未来につながるランドスケープの希望を提供するものだった。

時代は変わったが、枠組みを超えての多様な交流を拡げることが、これからの CLA の役割を考える原点になると思う。造園関係出身者であるか否かを問わず公園や緑への熱い思いを持った専門家を育てる機関として、また、公園だけにとどまらず緑の環境を街中に広げていく運動の機関として、CLA の果たすべき役割は大きいと思う。

参考資料

- (※1:「公園緑地マニュアル平成29年度版」(一社)日本公園緑 地協会発行)
- (※2:「近代日本公園史の研究」丸山宏著、思文閣出版)
- (※3:「都市オープンスペースの居住人の動きを通してみた 明治初期公園の位置づけ」土肥正人、造園雑誌56(5) 31-36 1993)
- (※4:「長岡安平」浦崎真一著、長崎文献社)
- (※5:「住吉公園歴史探訪第7号-明治後期の公園茶屋、第9号-大正期住吉公園の茶屋と周辺」いずれも小出英詞著)
- (※ 6:「論客大屋霊城 初代の緑の都市計画家」清水正之、ランドスケープ研究 60 (3) 203-206)
- (※7:「公園の誕生」小野良平著、吉川弘文館)
- (※8:「公園緑地行政及び日本公園緑地協会業務年表」(社)日本公園緑地協会発行 平成8年5月)

鶴見川多目的遊水地の新横浜公園グリーンインフラ紹介

川島保

株式会社ランズ計画研究所

新横浜公園は遊水地だったのか

近頃の天気予報では、温暖化の影響なのか「今まで経験したことのない雨」といった言葉をよく聞くようになりました。

今から3年前、「令和元年東日本台風」と名付けられた2019年の台風19号は、静岡県から関東、甲信越、東北地方などに甚大な被害をもたらしたことは記憶に新しいです。

このとき遊水地内は過去3番目、94万㎡の貯留量で水没し、大会組織委員会、横浜市、管理スタッフの尽力によりラグビーワールドカップ2019大会の「日本対スコットランド」戦の試合が開催できました。

台風の過ぎた後、日産スタジアムを背に、水に沈んだ新 横浜公園の様子をテレビ中継で観て「へー、この公園は 遊水地だったのか」と、知った方々も多かったと思います。

鶴見川の減災を担う

2002 年日韓サッカーワールドカップ、ラグビーワールドカップ 2019 日本、2020 年東京オリンピックといった 3 大大会の決勝をおこなった日産スタジアム(横浜国際総合競技場)のある新横浜公園は、面積70.4ha の都市公園です。

ここは、戦後の急激な人口増加、宅地拡大による大水害*1を起こした鶴見川の減災を目的とした、多目的遊水地の中に設けられています。

公園整備は、国土交通省関東地方整備局と横浜市による「鶴見川多目的遊水地事業に関する基本合意書」を1989(平成元)年2月3日に締結した共同事業です。その概要をご紹介します。(文中の高さはT.P表示)

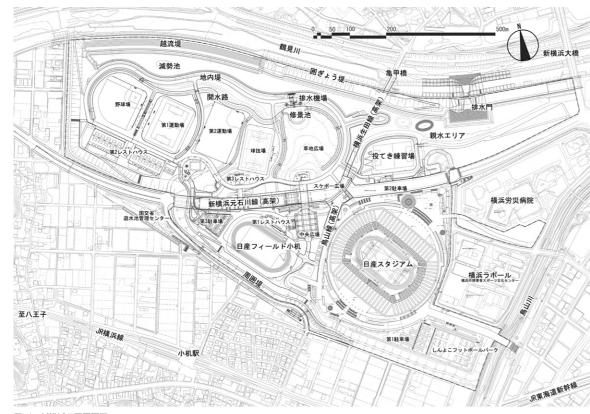


図 -1:新横浜公園平面図

普通に利用できる公園にする

完成した新横浜公園ではスケボー広場、天然芝生の サッカーコート、野球場、テニスコート、ジョギングな どを楽しむ多くの市民に利用されています。来園者が安 心して公園を利用できる仕組みは、遊水地内を一次冠水 域、二次冠水域、三次冠水域に分けて降雨量に応じて水 をゆっくり貯めて、ゆっくり自然に排水するといった、 グリーンインフラの考え方により設計されているからで す。

鶴見川多目的遊水地の概要

かつて、鶴見川と鳥山川の合流する新横浜公園一帯は 水田地帯でした。この場所は、もともと自然の遊水地機 能がありました。

鶴見川多目的遊水地の広さは堤防を含めて約 100ha。 遊水地内は道路と公園、医療施設(リハビリセンター) に利用されています。

洪水調整機能を高めるため、周囲は天端 9.7m の堤防 (周囲堤・囲ぎょう堤)で囲い、遊水地の中は現況を 2.0m から 4.0m 掘り込んでいます。

公園北側の亀の甲橋付近における鶴見川の水位は通常 1.0m 程度ですが、6.6m を超えると越流堤から遊水地に河川水が流入します。設計を進めるなかで判ったことですが、鶴見川からの越流は、当時の降雨記録からは年に1度あるかないかでした。

遊水地内はほぼ平坦

遊水地内の排水門の敷高は 2.0m です。越流堤の堤脚部から排水門まで同じ高さです。鶴見川の水位が 2.0m 近くなると水門は閉鎖され、その後は医療施設を含む流域内に降った水は遊水地内に滞水する仕組み

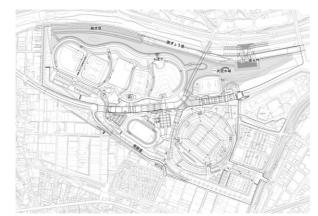


図-2:一次冠水域

になっています。

公園の運動広場や園地を整備する新横浜元石川線の 北側は、敷高 2.5m で面積約 30ha以上の広さがあり ます。この場所は排水面の L.W.L から 50cm の段差 しかない平らな場所です。

設計当初、関係者が頭を悩ませていた課題を、当時 の会話からご理解ください。

どうやったら公園に使えるのか

「イヤー、北側用地は排水面から 50cm の段差しか無い場所じゃん、これじゃー公園整備なんかできないよー」「それって、何のことですか?」

「これ見てよ、道路(新横浜元石川線)の北側は30へ クタールもあるけどさー、ほぼ真っ平らだよー。|

「ここでは排水もとれないし、ちょっと雨がふったら水 没しちゃうよー、遊水地だからしょうがないけどさー、 このままじゃー、全部ヨシ原になっちゃうし。」

「何かいいアイデアないかねー?」

「うーん、難しいですねー」

「オランダみたいに、水が溜まる場所と、利用する場所 を堤防で区切ったら、利用出来ないかな?|

「遊水地の貯留量に影響させないでさー」

「それ、いけそうだな、検討してみよう!」

設計当初、遊水地の機能を損なわずに、普段も使える公園に整備をするためには、公園設計に大胆な方針 転換が求められていました。

多目的遊水地の中に遊水地をつくる

新横浜公園の設計は、河川事業者の合意を得て、遊水地の貯留量390万トンに影響を与えないで、地盤高を大幅に変更することにしました。

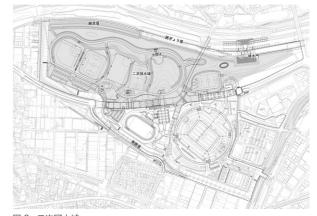


図-3:二次冠水域

鶴見川からの越流が無い降雨時も、安心して公園利用できるようにするため、多目的遊水地の中に公園利用のための遊水地をつくることにしたのです。

具体的な内容は、次の3つです。

一次冠水域と二次冠水域を分ける

- ・一つは、水位 2.0m の一次冠水域と、敷高 2.5m の 二次冠水域(運動系広場)の間に、「地内堤」と称す 堤防を設置して流域を区分しています。
- ・降雨によって鶴見川の排水門が閉まると、敷高 4.0m の横浜国際総合競技場や医療施設の雨水は、一次冠 水域にあつまります。
- ・鶴見川から越流するまでは、流域内の降雨を一次冠 水域に溜めるために、地内堤を設けることで公園の 排水性と安全性を高めています。
- ・地内堤は東西に延長 1.1km、天端高を 3.1m から 4.6 mに築堤して、一次冠水域に約 15 万トンの雨水を 貯留させています。堤体天端は主園路に利用しています。
- ・地内堤で最も高い場所は、冠水後の維持管理を考慮して排水機場周辺を 4.6m に築堤し、堤体斜面勾配は 10%から 20%と緩やかにして、越流時の流速でも浸食しない張芝にしてあります。
- ・降雨のたびに水位変動する一次冠水域は、一般利用 者の立ち入りを規制して、多様な生き物が生息でき る水辺環境再生エリアとしています。

ひな壇造成と開水路の設置

- ・二つ目に、地内堤に囲まれた二次冠水域は、西側の 運動広場(野球場)を 2.5m にして、東側にむかっ て 2.1 mまでひな壇状に堀下げて、排水性を確保し ています。
- ・それぞれの運動広場は暗渠排水を敷設して、周囲に 素掘り開水路を設けて、下流の修景池まで流下させ ています。
- ・開水路は、地下水の集水と生き物にやさしい砂利敷 仕上げにしてあります。
- ・越流水は、水が引いたあとには粘性土が残るため、 速やかに洗浄水で洗い流す際にも開水路が有利です。
- ・掘削土は地内堤の盛土に使用することで、遊水地の 欠損と補填をバランスさせました。

排水機場と排水樋管を設置

・三つ目は、二次冠水域の修景池底を 0.0m と公園内 で最も低く設定しています。こうすることで、二次 冠水域流域の雨水や地下水を、修景池に集めること が出来ます。



図-4 運動広場排水模式図

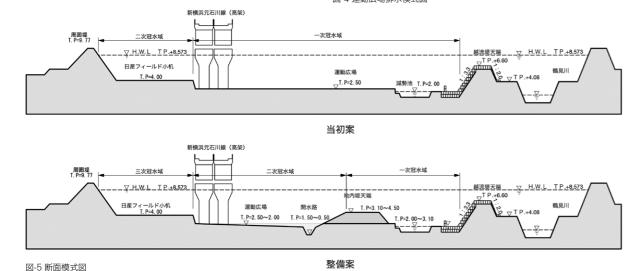




写真-1 普段の公園利用

- ・修景池に溜まった水は、排水ポンプで一次冠水域に 強制的に排水しています。
- ・ポンプ排水能力は連続降雨8mm/hr相当を確保していますので、時間降雨10mm程度の雨でも二次 冠水域の園地や運動広場は利用できます。
- ・鶴見川から越流があった後、洪水がおさまると国交 省が管理する鶴見川排水門が開いて、一次冠水域や 三次冠水域に溜まった水は自然に流れます。しかし、 二次冠水域に溜まった水は、一次冠水域と地内堤で 付切られているため、地内堤の高さ 3.1m より低い 場所は自然に排水出来ません。
- ・このため、排水機場に樋管を設け、転倒ゲートにより 2.1m の水位まで一次冠水域に自然流下させています。
- ・自然流下できない 2.1m 以下の水は排水ポンプで排出しています。

鶴見川多目的遊水地は平成の信玄堤

新横浜公園の屋外園地は、横浜市緑政局が策定した 「新横浜公園一部基本設計報告書:1998(平成10)年 1月」によって、本格的な公園整備が進められました。 2015(平成27)年に、二次冠水域のサッカー専用 球技場が完了したことで、屋外整備は完了しています。

球技場が完了したことで、屋外整備は完了しています。 その後、2022 (令和 4) 年には人気のスケボー広場が 改修オープンしています。今後は運動広場の改修も行 われる予定です。

1998(平成10)年当時、鶴見川からの越流を1.2から1.5年に1回程度と推測して、越流するまでは公園を安全に使えるように、遊水地の水をコントロールする設計を行いました。



写真-2 越流時の冠水状況

2019 (令和元) 年 10 月 17 日付けの神奈川新聞によると、「2003 年に運用を開始した遊水地での貯水は21 回目。これまでの最多は 14 年 10 月の台風 18 号による約 153 万 6 千立方メートルで、04 年 10 月の台風22 号では約 125 万立方メートルが流れ込んだ」と報道されています。

設計当初に予測した頻度を超えて貯水しています。近年、一日で500mmを超える雨が降った報道もあります。 今後は異常気象などによって、鶴見川からの越流頻度は 増えることも推測されます。

鶴見川多目的遊水地内の公園のため、利用環境は降雨による影響を受けますが、指定管理者により公園利用者の安全を最優先した公園管理が行われています。

当社は、1997 (平成9) 年から新横浜公園の設計に 参画しています。多目的遊水地内の公園において、「安 全・安心・快適な環境づくりを目指す」といった設計当 初の目標は、概ね達成できたと思います。

横浜市環境創造局の職員の方々には、多大なご指導をいただいたことをこの場をかりて御礼申し上げるとともに、心より感謝いたします。

図面・写真出典:横浜市環境創造局、新横浜公園(日産スタジアム) 指定管理者 横浜市スポーツ協会・F・マリノススポーツクラブ・ 管理 JV 共同事業体

※ 1:鶴見川は、地形的な条件なども災いして、昔から大雨のたびに洪水・氾濫をおこしてきました。戦後最大の災害は、昭和33年9月に発生した狩野川台風で、流域平均2日の雨量343mmを記録しました。鶴見川各所で決壊し、床上・床下浸水の被害は20,000戸以上と甚大な被害をもたらしました。平成15年の鶴見川多目的遊水地が共用した後は、下流の浸水被害は大きく減少しています。

都市緑地とウェルビーイング

小野 降

㈱公園マネジメント研究所 所長/World Urban Parks ジャパン理事

世界的な公衆衛生の緊急事態を経験し、都市における 緑地の存在が見直されました。「みどりのまちづくりは、 自然が豊かで、美しい景観を楽しむことができ、健康 で、安全・安心な暮らしを与えてくれる」という従来の 認識がより一般に浸透して、「みどり」がより具体的かつ、 生活者にとって身近で直接的な便益をもたらすことが再 確認されています。

医学研究分野からは、公園や緑地へのアクセスが人間 の生存にどのように「自然治癒」をもたらすかが何度も 解説されました。また、社会福祉分野では公園などが持 つ地域コミュニティ形成の役割が社会的処方の拠点とし ての可能性を高めると考えられています。

その便益は高齢者に限らず、育成期における人間形成 や成人後の創造性や自律的な生活習慣に影響力をもたら す自己肯定感の醸成などにも「みどり」が大きく寄与す ることが明らかにされ、そうした環境を求める企業もあ ります。「みどり」がもたらす便益が結果的に居住資産 の不動産価値を高めることなども経済的に確立された評 価にもつながっています。

ウェルビーイングの語源は、「善きあり方」を意味するイタリア語の benessere とされます。1948年の WHO 憲章では、「健康」の定義の中でウェルビーイングという言葉が用いられていることはあまりに有名で、ことあるごとに引き合いに出されています。よい状態、よくなることを示すウェルビーイングの主体は様々です。個人を指す場合もあれば、その集合体である組織や社会全体である場合もあります。ウェルビーイングは、幸福とか福祉といった言葉で訳されることがありますが、その具体的な状態は、主体の価値観や状態、文化的背景によって大いに異なり多様性が生まれます。同じ個人であってもライフステージによってその価値観は変化します。

近年、この多様な価値観に支えられるウェルビーイン グという考え方を政策として取り入れる政府が見られ るようになりました。背景には、経済的な成長(GDP)だけが国家発展の指標でないという考えが浸透してきたからです。また、ウェルビーイング研究で主観的ウェルビーイング分野の発展によって、価値の可視化が試みられ政策評価の一部具体化が可能になったことも後押ししています。ベルギー、エクアドル、フィンランド、ドイツ、日本、スコットランド、スロヴェニア、ウェールズ、さらに近年ではニュージーランドとオーストラリア首都特別地域(ACT)といった地域で、ウェルビーイングを追求するためのモデルが発展しています。(注1)

この中で、ニュージーランドの「ウェルビーイング予算」は、経済成長だけでなく社会の課題を改善しウェルビーイングを向上させることが国家の義務であるとした 意思表明として注目を集めました。

日本での取組みは自民党政務調査会の「日本 well-being 計画推進特命委員会」が関連施策への提言を取りまとめています。2022 年 4 月になされた第 5 次提言(注2)には、コロナ禍を経験して人々の価値観に変化がみられること、また国際情勢を受けて海外からは、「国民の Well-being 実感の悪化が、内乱や紛争、不安定な政治につながる」ことが報告され、「平和の礎に Well-being がある」ことが理解され始めたこと、GDPという単一の経済指標だけに焦点をあてるのではなく、ウェルビーイングに関する多様な側面に焦点を当てるべき時代へと転換しつつあると記述されています。この第 5 次提言では、以下の 5 つの項目が示されています。

①企業: Well-being 経営・Well-being 産業の育成 ②地域での成果と課題:デジタル田園都市国家構想と Well-being

③子供に関する成果と課題:こども家庭庁設立と Wellbeing

④ Well-being に関する統計・調査、基本計画:人材育成について

⑤国際的な取組み:WHO や OECD などの包括的な取組への積極的な発信

これら提言の具体的な施策手法には DX に関わる新しい技術提案は見られるもののこうした施策の土台となる社会インフラとしての「みどり」の在りようについてはあまり言及されていません。この点については今後、業界として積極的に情報提供し、都市緑地の重要性を施策決定者に伝えることが必要です。その手掛かりとしては⑤に掲げられている国際組織の取組みの WHOの報告書があります。"Towards developing WHO's agenda on well-being"(2021)は、ウェルビーイングについて、健康・経済・社会・環境等を統合する、包括的な概念であり WHO の政策課題にも取り入れて行くことを目指したもので、このアジェンダの考え方の根拠としてあるのが 2016-2017 年に WHO が発表している以下に示す 2 つの報告書です。

• Urban Green Space and Health: Intervention Impacts and Effectiveness (2016)

都市緑地と健康:(みどりによる)介入の影響と有効性

• Urban Green Space Interventions and Health: A review of impacts and effectiveness (2017)

都市緑地による介入と健康:(みどりによる)介入の影響と有効性についての評論

一つ目は、WHO欧州事務所が中心になり世界の研究者を集めた会議での議論をまとめたものであり、二つ目はそこで紹介された施策についての効果およびエビデンスを取り上げたものです。

また、これらの報告書をもとに 24 頁のリーフレットが作成されています。「Urban green spaces: a brief for action 都市緑地:実践のためのガイドブック」(注3)の冒頭には、都市緑地の施策上の重要性が述べられており、都市緑地は地方自治体が市民の健康とウェルビーイングのためにできる重要な投資であると書かれています。都市計画を立案もしくは施策を担当する実務者に向けて編集されており、当初英語およびロシア語で発行されていましたがその後、各国からの要望があり、フィンランド語、ポルトガル語、フランス語、イタリア語に翻訳されました。2022 年になって World Urban Parks ジャパンがこの冊子の邦訳を作成し、WUP ジャパンおよび

WHO 欧州のホームページ (注4) で公開されています。 この小冊子の主旨は以下のようなものです。

都市緑地による介入 (Urban green space interventions) は、居住環境を改善し、生物多様性を保全・向上させ、屋外での活動と身体を動かす生活習慣を増やし、社会的なふれあいや交流を増進し、良好な心身のウェルビーイングを提供するために活用されるべきです。適切に設計された都市緑地は、都市コミュニティのすべての住民にみどりへのアクセスとみどりからの便益を与えることができます。

都市緑地による処方が小規模であっても、健康および 社会的・環境的な効果を発揮することができ且つ、費用 対効果に優れた方法であります。健康のための公共投資 のなかでも、これらのすべてを実現できるものは緑地の 他にはあまり例がありません。(11 章重要なメッセージ より要約)

日本 well-being 計画推進特命委員会の提言に立ち戻って「みどり」が果たせる役割を考えると前掲①の企業についていえば、健康経営、労働環境の改善や日常のストレスについて、公園や緑地へのアクセスがもたらす「自然治癒」効果や健康生成論的機能の発揮による予防効果などが期待されます。2017年のロンドン庁による調査によれば、みどりの便益によって800万人の市民に対して1,500億円/年間医療費削減効果があったとされています。

②における地域の課題においても、公園等の空間が持つコミュニティ醸成機能を活用することでさらなる相乗効果を期待することができます。③の子供たち次世代に関しては、身近な都市緑地がもたらす日常的な効果の中で、自己肯定感の醸成の面で大いなる期待があります。創造性の高い人材を育成するうえで必要な環境投資であるとされています。

今後はこれらの効果についての知見を業界団体として 共有し今後の活動に活かすことが望まれています。

注 1: 世界都市公園会議 World Urban Parks「ウェルビーイング宣言 - 暮らしやすいコミュニティをつくるための公園の役割」

注 2: 日本 well-being 計画推進特命委員会 第五次提言 (2022.4.26)

注 3: WHO Regional Office for Europe (2017). Urban green spaces: a brief for action Copenhagen: WHO Regional Office for Europe

注 4: https://apps.who.int/iris/handle/10665/344116

幼児期における自然との関わりの重要性

赤嶺 太紀子

高野ランドスケーププランニング株式会社

宮ノ丘幼稚園は公園ではないが、2020年に都市公園 等コンクール「特定テーマ部門(子育てに配慮した取り 組み)|で国土交通大臣賞として評価をいただいたこと から、子育てと公園というテーマをお預かりすることと なってしまった。宮ノ丘幼稚園はオープンな幼稚園を前 提に始まったプロジェクトではなかったのだが、構想段 階において子どもの成長と敷地環境を考える上で子育て の根源的な問題に向き合っていくうちに地域に開かれた 場が重要だという結論に至っていた。園が定めていた教 育目標をいかに具現化するかに注力し、「どんな子ども に育って欲しいか」と「どんな幼稚園を実現するか」と いう関係性を常にフィードバックしながら進めたことが 思い出される。宮ノ丘幼稚園では、子どもたちが社会 適応しながら個性を発揮し活躍できる人へと成長する ために大切なこととし、「自然」「実体験」「人との関わ り」の3つを掲げており、教育目標に反映されている。 子どもたちをとりまく社会環境は大きく変化し、いたた まれない事件報道を耳にする機会も増えた。なぜこんな 社会になってしまったのか、現代社会で生まれ育ってい く子どもたちにどういう環境を用意し、何を伝えるべき なのかを園長が自問し、「人は野生と理性を持ち合わせ てはじめて社会適応できるのではないか| という想いに 沿って基本構想を進めた。子どもをとりまく社会環境の 変化、子どもの成長段階と環境の関係について双方学び 話し合ううちに、一般的な幼稚園の姿からどんどん姿を 変え、園の職員も含めて子どものためにできることはな んでもやってみようという空気が醸成されていった。そ の際に話し合い、現在の幼稚園に生かされているものを 書き出してみる。

地形の力

宮ノ丘の大きな特徴は斜面地に立つことである。敷地 面積 2.4ha のうち平らな空間は 20% ほどしかなく、ほ



大斜面の園庭で毎日遊ぶ



園舎の周りの平らな場所でお弁当

ぼ斜面の中で園児たちは生活している。

子どもの視点に立てば、平らではないことが大きな楽しみである。散歩も鬼ごっこも斜面でやる。斜面地形での鬼ごっこは上りの時はペースが落ち、下りは早くなる。足の早い子がかならずいつも勝つとは限らない。変化があることは色々な子どもにとってチャンスに満ちている。また、この地形を活用してそりすべり、スキーや段々畑、乗馬など様々な活動が本格的に展開できる。宮ノ丘の園児は毎日斜面を走り回り足腰が強くなるので、小学

校に上がってからリレーの選手に選ばれる子が多いという話を聞く。平らな場所が少ないことに頭を悩ませるの は園舎建築やグラウンドの確保など大人の事情である。

森・草原・水辺・・自然環境の多様性

宮ノ丘は森、草原、水辺という3つの異なる自然環境があることで、子ども達が自然から受ける刺激も多様化する。それぞれの違いに気づき暑い日は木陰の水辺。寒い晴れた日は日当たりの良い草原でかけっこ。日向の石はあったかい。日陰の石はひんやりする。風の強い日でも森の中に身を守れるスポットを見つける。それぞれの場所で見つけられる虫や鳥が違うこと・・・日々その中で過ごすことで自然と自分の距離感を自分で測れるようになる。自分の心地いい・楽しいを身につけ掴み取っていく。



森の落ち葉集めと焚き火



夏は職員自力建設の水辺で遊ぶ



森の中でお絵かき

毎日過ごす場所で変化を感じ取る

宮ノ丘は幼稚園なので、当然子ども達はほぼ毎日同じ場所で過ごす。しかし同じ場所ではあっても、自然は毎日変化を見せる。毎日いる場所だから変化に気づき、摂理として無意識に身につくものがある。園舎を分棟にして森、草原、水辺のそれぞれ違う環境に置いたのもこの理由で、教室から窓の外を見る景色が日々変化するさまを見て気づくことがあると考えている。アート制作活動などには、とても効果を発揮している。

いのちにふれる

宮ノ丘では馬を飼っている。自分の体より大きく、ひとりの手でコントロールできない大きな生き物と関わることは少し勇気がいる。仲間と協力してお世話をし、時に生死にも立ち会う。命を育み、自然の摂理を受け止めるこの幼稚園ならではの環境だと思う。相手をいたわり思いやる心、仲間と協力する社会性を育む機会になる。



園内での乗馬体験



馬のお葬式は園児の発案

つくる喜び

自分の手でなにかをつくる喜びを知る。現代では様々なことが産業化により効率化、分業化されているので、本来のものや仕組みを知る機会が限られている。宮ノ丘では自分でつくる体験をたくさん取り入れる。畑の野菜を育てることから、花植え、低木の冬囲いまでやる。新園舎建設時には園舎の壁の塗装や皮を利用したプールなどを自分の手でつくる。子どもだけではなく大人もつくる。自分でつくったものは摂理がわかる。仕組みがわかる。大切にする気持ち、感謝する気持ちを育むし、また壊れても自分で直せるという自信を身につける。



大人も子どもも一緒に手作り作業

多世代多人数交流

子どもをとりまく社会環境の変化は子どもや親を「個」 「孤」に追いやっているのではないか。それは子どもが 社会性を育む機会を奪うという懸念につながる。そして 子どもが「個」になるとき、同時に親も「個」になって



園児の父母、祖父母、と交流が続く

いる。宮ノ丘のプロジェクトにおいてこれまでの幼稚園は時間と空間に余裕があることを認識し、この有効利用を徹底的に意識した。幼稚園という枠を超えて保護者や高齢者など、様々な人が子どもたちの成長と各自の楽しみのために集まり支え合う「むら」のような幼稚園を構想し、枠を超えた取り組みを行ってきた。幼稚園関係者以外にも、小学生や大人も対象にしたプログラムの提供など積極的に実施し、「子どものために」を超えてまず関わる大人たちが自ら楽しむことを大切にしている。

このように掲げた宮ノ丘幼稚園の子どもの成長への視 線は、幼稚園以外の場所でも実現が期待されるし、本質 でありオーソドックスな内容である。でもその要素を凝 縮して体感できる機会は今の社会ではなかなか得られな い。高野ランドスケーププランニングの前会長、故・高 野文彰氏がいつも「地の利、時の運、人の縁」の三拍子 が揃った幸運なプロジェクトだとよく話していた。私た ちがこのプロジェクトに関わる以前に、園長は工務店に 新園舎の建て替え依頼をしていた。その際の提案が川を 潰し、森を切って地面を平らに造成して新しい園舎を建 てる内容だったため、本来の目指す教育が実現できない ことを危惧し、ランドスケープを基盤に新園舎構想を進 める決断をされたそうだ。札幌で幼稚園を建設すると決 めてこの土地を見定めた先代理事長の先見の明と、その DNA を引き継がれている園長・現理事長の信念、それ を支える園の職員や保護者など多くの人たちの力によっ てこのような環境が実現したのである。プロジェクトは まだ進行中で、常に新しいチャレンジを続けている。



専門家から学ぶ機会を多く持つ



手作りのかまくら

最後に、「子育てと公園」このテーマをいただいた時 に私は、地元農村地域に立地する高校の授業でのやりと りを思い出した。彼らが自然環境をどう感じているのか 興味を持ったので、入り口として SDGs について聞い てみた。中学で教わったようできちんと文章化できる。 自分にできることを一つでもやっていきたいとほぼ全員 が言う。とても驚いたと同時に「自然」は大人から教え られた大切にするべきもの、価値あるものとして捉える お勉強感が強く、彼らに実感があるのか心配になった。 農村地帯で生活している子どもでも知識お勉強としての 「自然」は頭に入っているけれど、実感には結びつきに くく関わる機会が不足していると思わざるを得ないし、 それはおそらく大人による影響なのだろう。自然は大切 なものという倫理観は大人になるにつれて身につけてい く。大切なことではあるが、そのレベルをはるかに超え て実感を伴って環境問題に真に向き合える人が今後は必 要とされるだろう。



ワークショップ型の発表会

幼児期は人生の中で唯一全てが無条件に楽しいフェーズと言われるそうだ。全てが無条件に楽しい刺激に満ちた幼児期にこそ豊かな自然体験が有効なのだと思う。教えられた自然ではなく自分の言葉で自然の豊かさ美しさを語れるような実体験の場の重要性を改めて実感し、今後一層豊かな場づくりに取り組みたいと思う。

都市公園での指定管理者の取り組み~新たなパークマネジメントの展望~

佐藤 留美

NPO 法人 NPO birth 事務局長

はじめに

指定管理者制度は、2003年の地方自治法の改正により創設された制度である。これにより、公の施設の管理について、地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が管理を代行することができるようになり、民間事業者の参入が可能となった。指定管理者には、公の施設を管理する基本意識、能力と、質の高いサービス提供、顧客満足度を高める管理運営能力が必要とされている。

筆者が所属する NPO 法人 NPO birth は、本制度の 導入が始まって間もない時期に、都立公園の指定管理 を開始した。現在、18 の都立公園と 54 の市立公園を、 企業等とのコンソーシアム(共同事業体)にて管理をし ている。質の高いパークマネジメントが評価され、都市 公園コンクール(主催:日本公園緑地協会)等での受賞 など成果をあげている(表 1)。本稿では、公園におけ る指定管理者の評価の傾向と、新たなパークマネジメン トの展望を述べたい。

都立公園の指定管理者制度と評価の状況

東京都建設局が所管する施設では、2006年より既設 の公園・動物園・霊園など、計84施設に一斉に導入さ れた。指定管理者は、書類選考とプレゼンテーション、 議会の議決を経て選定される。毎年度の管理運営状況評 価では、一次評価(事業報告書の確認、利用者アンケー ト等)、二次評価(外部評価委員によるヒアリング、現 場視察等)が実施され、評価(4段階)が決定される。 2019 年度は 94 施設中、最高評価 (S) は 9 施設であり、 そのうち4施設が当団体の管理公園であった。特に都 立野山北・六道山公園は、評価開始から14年の間、最 高評価を連続で取り続けている唯一の都立公園である。 評価のポイントは、市民協働の仕組みづくりと地域社会 への貢献、自然環境の保全技術等である。コンソーシア ムの各構成団体の専門性による相乗効果と、連携を促進 する「みどりの中間支援組織」の力が発揮されることに より、高い評価に結び付いている。

表1 NPO法人NPO birthを含むコンソーシアムによる指定管理公園

名称・所轄・構成団体数	期間・公園数	受賞歴
都立狭山丘陵グループ (東京都建設局) 5団体	2006年4月~ 5公園	○都市公園コンクール 国土交通大臣賞 「都立野山北・六道山公園における協働型パークマネジメント」 ○グリーンインフラ大賞 生活部門(国土交通省) 「中間支援組織がつなぐ狭山丘陵広域連携事業」
都立武蔵野の公園グループ	2011年4月~	〇都市公園コンクール 都市局長賞
(東京都建設局)4団体	8公園	「まちづくりに貢献する公園管理」
都立多摩部の公園グループ	2016年4月~	○都市公園コンクール 国土交通大臣賞
(東京都建設局)4団体	4公園	「地域とともにコロナ禍に挑む多摩部の公園」
西東京いこいの森公園及び周辺の54公園	2016年4月~	〇都市公園コンクール 審査員特別賞
(西東京市) 3団体	54公園	「官民連携で西東京の54公園を一括管理」
都立葛西海浜公園 (東京都港湾局)2団体	2021年4月~ 1公園	

各コンソーシアムの構成団体: 西武造園㈱、NPO法人NPO birth、西武緑化管理㈱、ミズノスポーツサービス㈱、(一社) 防災教育普及協会、 ㈱尾林造園、NPO法人地域自然情報ネットワーク

新たなパークマネジメントの運営体制

都市公園における適切な植栽・施設管理は、安全安心 な利用に欠かせない重要な業務である。しかし公園の評 価軸は、単に「管理」するだけではなく、いかに公園を 「地域課題解決のために利活用」するか、にシフトして いる。私たちが指定管理する公園では、そのニーズに応 え得る、新たなパークマネジメント体制を構築している。 「みどりの中間支援組織」である NPO birth からはパー クコーディネーター、パークレンジャー、エコロジカル マネージャーが、他の構成団体からはスポーツコーディ ネーター、ランドスケープマネージャー、防災安全コー ディネーターが公園に配置されている。その他、ローカ ルメディアと組んでのブランディング・広報戦略、来園 者の意見を計画に反映させる PDCA 機能、効率的な管 理を実現する DX の導入など、公園と地域のポテンシャ ルを総合的に引き出し、その力を活かすパークマネジメ ントを実現している。

指定管理者制度をまちづくりに活かす

筆者は公園緑地の指定管理に長年携わり、「公園が変 わると地域が変わる」ことを実感してきた。指定管理者 制度を戦略的に活用することで、地域社会はより活力を 増し、住民のウェルビーイングが高まるのである。例え ば基礎自治体での複数公園の一括管理では、学区などコ ミュニティ単位で公園群を編成するのが望ましい。パー クコーディネーターやパークレンジャー等の専門スタッ フが、教育機関や自治会など地域団体と共に公園づくり を進めれば、人も自然もまちも元気になることは間違い ない。

しかし旧来の公園管理のあり方では、そのような成果はのぞめない。指定管理者制度が予算を減じるだけの策になってしまえば、住民サービスは低下し、地域は活力を失ってしまう。新しいパークマネジメントには、新しい体制が必要である。欧米では「みどりの中間支援組織」が活躍することでコミュニティ力が高まり、人流や物流が活発化し、結果として公園周辺の土地の資産価値が上がり、税収も上がると認識されている。10年後、20年後のまちの未来を考えるとき、指定管理者制度をどのように活用していくべきかについては、すでに答えは明らかである。







写真 公園に配置されているNPO birthの専門スタッフ。その多くが公園管理運営士の資格を有している。 左:パークコーディネーター 中:パークレンジャー 右:エコロジカルマネージャー

Play for All インクルーシブな遊具と公園

藤田 健

株式会社コンパンプレイスケープ 取締役

1. はじめに

すべての子どもたちはそれぞれに個性があり、性格も 得意なことも違います。けれどどんな子どもであっても、 同じ「遊びたい」という欲求を持っています。すべての 子どもたちは、あそび場がわくわくするスリリングな場 所であって欲しい、いろいろなあそびができ、友だちと 過ごせる場所であって欲しいと願っています。

誰しもに開かれ、誰しもが受け入れられるあそび環境 の整備は、地域の子どもたちへ大人が果たすべき基本的 な責任ではないでしょうか。インクルーシブなあそび場 の使命とは、どんな能力の子どもでも受け入れ、子ども たちが一緒に自由に遊べることだと考えます。

そのようなあそび場は、全員が必ずしもすべての遊具 で遊べるわけではありませんが、子どもたちそれぞれに とって意味のある遊びの体験ができます。

それが「Play for All」つまり、「すべての子どもた ちのためのあそび」という考え方です。

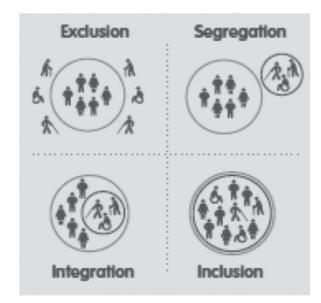


2. インクルーシブな状態とは

障がいのある子どもやその親、周りの人たちを含めど んな人でも等しく遊び場にアクセスできることはもちろ ん、本当の課題は「すべての利用者にとって使いたくな る、使いやすい公園である」ということです。

障がいのある子ども「専用」のあそび場はインクルー シブとは言えず、誰でもアクセスできるあそび場は一方 で面白みに欠けることもあります。

スリルがないということは、アクセスはしやすいけれ ども、退屈なあそび場になりがちです。



健常者以外はあそび場に入場できない時代 Segregation: 隔離 健常者と障がい者を別々の場所に隔離した時代 Integration: 統合 健常者と障がい者のあそび場を同じ場所に「統合」した時代 現在 Inclusion: 包含 同じ場所で同じ遊具で誰もが平等に遊べるあそび場の時代

上記の表はあそび場の変化を時代を追って表したもの です。

現代は Inclusion:包含の時代ですが、Integration: 統合のあそび場をインクルーシブなあそび場と解釈して しまっている公園は実際にはまだまだ多いのではないで しょうか?

すべての人が、その人なりに、全ての遊具を、使うこ とが出来るあそび場をインクルーシブと言います。「す べての人が同じように使える」、ではなく、「すべての人 がその人なりに使える」、が必要な定義です。

「統合」型のあそび場では、例えば「車いすユーザー 専用のブランコ|などが見受けられますが「専用」の遊 具を使うことで、周りの視線などが気になり足が遠のく という声もあります。これはあそび場の利用率が上がら ない一因であると考えられます。また、インクルーシブ なあそび場を計画するときに、障がいを持つ人の能力を 過小評価することが平等な機会を保障する際の最大の障 壁になっているのではないでしょうか。障がいのある人 も、ない人と同じように日々の生活を送っています。彼 らと彼らの周りにいる人の能力をけっして低く見過ぎな いことが大切だと思います。

3. インクルーシブなあそび場デザインのポイント

①誰もが公平にアクセスし、あそびに参加できるように 物理的環境を整える

②スリルと挑戦意欲を刺激する遊具を配置し、体験でき るあそびの価値を高める

③他者とのコミュニケーションを促す

④多様なあそびの要素を提供する

⑤地面に近いあそびの要素の充実 車いすを降りないで 参加できる遊具の充実

⑥高所遊具へのアクセスの工夫 多様なアクセスで挑戦 的で飽きの来ない遊具に

上記の中で特に①について、先にも述べているように インクルーシブなあそび場はすべての人にとって使いや すい公園であるべきですが、コンパン社独自の調査では 57%の車いすユーザーが全くもしくは2度以下しか近 隣の公園を利用していませんし、47%の障がいを持つ 子とその家族は近隣公園の利用頻度が月1回以下でし た。そして、71%の車いすユーザーは近隣公園がアク セスしにくい公園と感じており93%が近隣公園の使い 勝手が平均値以下であると感じていました。

このように遊具の種類やあそびの要素以前に、あそび 場へのアクセス、駐車場、遊具へのアクセスのしやすさ、 そしてトイレなどの設備の充実が大きな壁になっていま す。特に駐車スペースや多目的トイレを設置するスペー スや予算の問題は大きな課題です。

デンマークでは近隣の既存の行政施設との連携など、 地域全体で機能をカバーする取り組みも盛んに行われて います。

また、インクルーシブなあそび場を計画をする際に機

能障がいのことはよく考慮されるのですが、認知力や社 会的感情に障がいのあるユーザーの使いやすさについて も考えなくてはいけません。その必要性は年々増してい ます。米国 CDC (米国疫病予防管理センター) が自閉 症の有症率は88人に1人の割合と見積もっています。



写真のアイルランドにあるムングレット・パークは特 に自閉症スペクトラムを持つ子どもに開かれたあそび場 を実現しています。あそび場は家族も含め、はっきりと アクティビティエリアの境界線がわかるように地表面の デザインを工夫しています。地表のアクティビティの境 界線は地表面の色の対比で目立たせることで、子どもた ちにアクティビティのあるエリアに入ったことを知らせ るようになっています。安全領域の地面の色を統一し、 子どもたちにガイドすることで、境界線の認識に難しさ を持つユーザーを助けることも考えられています。



お庭のシーソー

CLA JOURNAL NO.183 CLA JOURNAL NO.183 55

この公園には直接的な身体の接触をしなくても、社会 的相互作用が行えるアクティビティも多く用意されてい ます。上記写真の大きなプラットフォームの有るシー ソーもそのうちの一つです。シーソーの特徴である、対 面に座った相手と目を合わせ、呼吸を合わせて、リズム よく上下に動かすという行為が苦手な子どもでも楽し めるように、プラットフォーム部に保護者など周りの大 人が立って両足で左右に動かすことで、子どもたちが上 下運動を体験出来る遊具です。



スピナーボウル

写真の遊具は子どもたちが回転運動を体験するのに適 した遊具ですが、写真のように車いすユーザーが他の子 どもの回転をサポートすることが出来る高さの遊具で す。お互いにサポートし、交代で遊ぶことで楽しさの共 有をしコミュニケーションを取ることが出来ます。



コロコルド センサリードーム

写真のドーム型ネット遊具は、地表面に近い位置に沢 山のアクティビティがあり、一番上へ登る子どもだけで はなく、地表面に近い位置でのみ遊ぶ子どもも同じドー ムの内側でそれぞれが遊ぶことが出来ます。同じあそ びの空間に参加していることで、他の子どもたちと一緒 に時間と空間を共有することが出来ます。



カルーセル遊具

写真の回転遊具は車いすに乗ったユーザーとそうでな いユーザーが一緒に乗り込み回転運動を楽しむことが出 来ます。「専用|ではなく「共用|であることがインクルー



Agora Picnic ベンチ&テーブル

シブな遊び場に必要な要素です。

その他、非常に大切なポイントとして、障がいのある ユーザーは基本的には一人であそび場に来ることは少な く、同伴者がいるということを忘れてはいけません。同 伴者が利用者と一緒に休むスペースや、同伴者が座るス ① WOW の要素。 ペースから遊んでいるユーザーがよく見える配置などの 工夫は必須です。またユーザーが精神的に不安定で少し 落ち着くための時間が必要な場面は多く存在し、そのた めのスペースを少し離れた静かな場所に設けることも大 切なポイントです。





最後にコンパン社が考えるすべてのあそび場に必要な 要素は、障がいのあるなしに関係なく次の3つに集約 されます

ワクワクする素晴らしいあそび環境は、バリエーショ ン豊かで、「やってみたい」「挑戦したい」機能が満載な さまざまな体験ができるあそび場です。

② STAY の要素

もっと、もっと遊びたい。帰りたくない。そして繰り 返し来たくなるあそび場。一つの遊具でも多様なアクセ ス、多様な降り方、その組み合わせで毎日のように通っ ても、いつも新鮮なあそび方、新鮮なチャレンジがある あそび場です。

③ Develop の要素

あそびの選択肢を豊富に揃え、楽しみながら身体的、 社会感情的、認知創造的機能の発達を促し、遊具や仲間 とふれあい、共有することで生きる力、社会に対する理 解、そして健康と幸福感をあそびの中に育むあそび場で す。

今後、日本中の公園やあそび場が当たり前のようにイ ンクルーシブなあそび場になり、障がいの有無のみなら ず国籍やジェンダー、年齢などを問わずあらゆる意味で インクルーシブな、全ての人を「包含」する場所になる ことを願っております。

都市公園の未来

近藤 三雄

造園伝道師/東京農業大学名誉教授

驚かされた。そのことを語るにふさわしくない、浅学菲 才、視野狭窄、暴言癖のある筆者にその役割が廻ってき た。おそらく、既成の概念に捕らわれることなく、自由 闊達に夢物語を紡げというサインが送られたものと勝手 に解釈し、持論を展開することとした。ただし、「都市 公園制度 150 周年 | の機の企画を汚すことにならない かと、正直気がかりである。

実際には、何を書くべきかと思いを巡らすと、次々と脈 絡のない事象が頭に浮かび、なかなか書き進まない。こ のため紙面の限りもあるので番号を付して駄文を重ねた が、十分内容が説明できていない箇所も多く、文意が読 者に伝わらない点もあると思うが、何卒ご容赦頂きたい。

- 1. コロナ禍がこの先、どういう展開になるか見通せな い。いずれにしても、社会はコロナ禍の洗礼を受け、世 の中のあらゆる事象や生活スタイル、人々の意識・価値 観も大きく変容しつつある。これから更にその潮流は強 まるものと思う。都市公園のあり方もその渦の中にある。 一方、都市公園の存在意義は間違いなく高まった。どう 変革化するのか、造園人の知恵が試される新たな時代の 到来である。知恵の源泉であるコンサルタンツ協会の役 割もより重くなってきた。
- 2. 都市公園を生かすか殺すか。現在の国民1人当たり 約10㎡というストックの有効活用次第で造園業界のみ ならず、日本を輝かすことにもなる。逆に、現在のストッ クが重荷となり、公園のみならず街や都市を荒廃させる ことにも成りかねない。更に言えば、今後の造園界の浮 沈を左右する。どちらに針が傾くか、今が勝負の時であ

既存の都市公園のストックを活かし、都市公園の未来 を語る時、造園人だけの発想では大胆なアイデアは出て こない。その壁を突き破るには、近年さまざまな分野で 活躍するクリエーター等の知恵を借りるべきである。例 えば、チームラボ代表の猪子寿之氏の名が浮かぶ。この ような仕掛けもぜひ考えたい。

- 「都市公園の未来を綴れ」という大役の指名に正直、 3. 超少子・高齢化・人口減少社会の到来という流れは 押し止めることはできない。日本社会のあり様を大きく 変えざるを得ない歴然とした事実であり、国全体の税収 も大きく減ることとなる。都市公園の未来を考える上で も重要なファクターとなる。一方、日本に定住する外国 人の数は、確実に暫増することは間違いない。彼らが集 中する箇所に立地する都市公園では、サロン的機能を付 加する取組みも必要となる。
 - 4. 都市公園の整備は当然のことながら、国の担当部局 の旗振りによって進められ、現在のストックに達した。 今後の都市公園の再整備では「官主導」ではなく、「民」 が主張を強めるべきであるが、日造協を例にとれば、逆 に「官追従型」に染まり、年々その度合いを強めている ように見える。特に現在の役員の顔ぶれを見ると、1世 代前の声がでかく自己主張の強い野武士的な性向が強い 面々とは異なり、物分かりの良いスマートな紳士ばかり で、「官」に隷属しているようで歯がゆい。これでは都 市公園や造園業界の未来を輝かせることはできない。

ここで余計な一言。酒が飲めなくなった私が委員長を 仰せつかった会合では、委員会の終了後に席を変え、委 員となった官民学のメンバーが胸襟を開いて本音を語れ る酒席を設けた。会費制であるため何ら問題はない。酒 を飲まずして明るい都市公園の未来は語れない。まして や、立場を超えた人間関係も築けない。

5. コロナ禍中、身近な公園では利用者が溢れた。千客 万来でさまざまな利用がされ、立錐の余地もない。今ま で目にしたことのない光景を目撃した。公園と公園を結 ぶ緑道には、サッカーのボール蹴りができる公園を探 すためボールを所在なげに持ちさまよう数人グループ の小・中学生が散見された。「公園難民」の出現である。 この現象からの「気付き」を大切にし、今後の公園の整 備、利用方法を模索したい。

少なくとも、①保育園児・幼稚園児が安心して遊べる 公園、②小・中学生が野球のボール投げやサッカーに興 じられる公園、③高齢者が遠慮せずにゲートボールを楽

しめる園地を確保。関連してコロナ渦中に大きな話題と なった小・中学生に拡がる深刻な「強度近視」問題。そ の解消には、外遊びがしたくなるような魅力的な公園の 整備が何よりとなる。その検討に早急に取組むべきである。

- 6. 今後の公園の整備においては、「心の安全保障」(近 藤造語:生命の危機や社会不安、生活不安から解き放た れ、心の安寧が保たれている状態)の確保に注力する。 そのことの具体策として、今から100年前に明治・大 正期を代表する公衆衛生学者の遠山椿吉氏が最晩年の昭 和3年に記した「庭園と衛生」(日本庭園協会誌、造園 叢書)の中で、庭園や公園の植栽は日当たりを阻害する ことを強調し、水たまりや流れは設置管理に十分配慮す べき、という「衛生管理」という新しい概念を提唱して いる。これらの指摘は、そのまま公園内の藪化した植栽 地やビオトープの残骸等で発生するヒトスジシマカが媒 介するデング熱、ジカ熱の防止対策につながる傾聴に値 する重要な見識と言える。平成26年に代々木公園で起 こったデング熱騒動を思い出して欲しい。
- 7. インバウンドにも魅力ある公園に。筆者が好んで見 るテレビ番組に「私が日本に住む理由|「日本に行きた い人応援団」「YOUは何しに日本へ」がある。これらは、 日本人が気付かない日本の良さ、素晴らしさを知らしめ てくれる。それらで指摘される点もこれからの都市公園 のあり様を考える上で参考にすべきである。観光事業の 興隆にも一役買うことにもつながる。
- し効果の高い季節を彩る花の重要性がますます高まっ たことは事実だと思うが、Park-PFI 事業で花より団子 (カフェ、レストラン等)的な対応に偏っていることが 気がかりである。日比谷公園に倣い都市公園内に園芸 ショップを誘致したい。日比谷公園内に日比谷花壇の園 芸ショップがある理由は、戦後間もない昭和25年、初 代東京都知事安井謙一郎氏は荒廃している日比谷公園の 再生の一環として、既に昭和19年に帝国ホテルに出店 していた「芳梅園」の宮島氏に出店を要請。これを機に 社名も「芳梅園」から「日比谷花壇」に改称するように 指示したのも安井都知事。因みに現在の洒落たデザイン の店舗は、平成22年乾久美子氏の設計で改築、グッド デザイン金賞受賞。都市公園内に園芸ショップを誘致す ることは、ある意味花壇を作るよりも華やぎと癒しをも たらす。

9. ある種、意味不明な「ランドスケープ」の使用を止め、 解り易い「造園」に戻そう。「ランドスケープコンサル タンツ協会 | という協会名も「造園設計事務所連合 | に。 関係者は時代に即応したつもりだったと思うが、所詮、 井の中の蛙的な発想だったと断じざるを得ない。

建築関係者は「ランドスケープ」イコール建築外構と 理解している。造園という立派な分野がありながら建築 の軍門に降ったということになってしまう。手元にある 「CLAjounal No.182」を見ても、表紙から本文の全て を概観したが「造園」の2文字は出てこない。はっきり 言って、所在不明な内向きなランドスケープ同好会の会 誌程度の理解しか得られない。広く社会にアピールする ためには「造園設計ジャーナル」と改称するような英断 を下してはいかがかと思う。

- 10. 都市公園の再整備を担う人材が育つか。従来に比 べて造園の事業量が漸減していることもあり、造園関係 各社の経営は厳しい状況にある。社員への給与も生活を 営むに十分な額ではない。このため造園を天職と考えて いた優秀な人材も他産業に転職するケースも増えてき た。また、造園関係各社は給与が低いという事実が広ま れば、造園の高等教育機関で学ぶことを目指す受験生も 減る。結果として、都市公園の未来を担う人材不足とい う深刻な事態を招く。看過してはならない。
- 11. 日本を含め、多くの都市公園の基本デザインが画一 化、没個性化している中で、都市公園の未来を考える上 で他国にはない伝統的な日本庭園の風情を現代に活かし 8. コロナ禍に見舞われ、都市公園の存在意義、特に癒 た和(風)モダン的なデザインを軸とするような取組み を推奨したい。今、話題のインクルーシブ公園も台湾等 と同一のものではなく、和モダンなテイストを加えたい。
 - 12. 未来の都市公園をあの手、この手で再生するとな れば、それなりの財源確保策が不可欠となる。既に立ち 上がっている「森林環境税」に倣い「公園みどり税」の 創設を働きかけよう。兵庫県や横浜市にはその先例が見 られるが、国全体で運用できる方式のものを実現したい。 都市公園は国民みんなの財産である。

書き始めると、都市公園や造園業界の未来を語るにさ まざまな事象が頭に飛び交い、際限がない。与えられた 紙面を超えそうでもあり、都市公園の未来と造園界の未 来が明るく、輝かしいものとなることを願いつつ、ここ で筆を置くこととしたい。

CLA JOURNAL NO.183

59

一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会 会員名簿

正会員 82

◎:会長○:副会長 ◇:理事□:監事

	電話番号		協会代表者	Ŧ	所在地	FAX番号
(株)アーバンデザインコンサルタント	03-3353-1016		望月英彦	160-0022	新宿区新宿 1-26-9 ビリーヴ新宿	03-3353-1018
㈱アーバンデザインコンサルタント	092-282-1788	0	大杉哲哉	812-0029	福岡市博多区古門戸町 7-3 古門戸中埜ビル	092-282-1777
㈱愛植物設計事務所	03-3291-3380		趙賢一	101-0064	千代田区神田猿楽町 2-4-11 犬塚ビル	03-3291-3381
㈱あい造園設計事務所	03-3325-6660		鈴木 綾	168-0063	杉並区和泉 3-46-9 YS 第一ビル	03-3325-6262
㈱荒木造園設計	0727-61-8874		荒木美眞	563-0024	池田市鉢塚 2-10-11	0727-62-8234
㈱荒谷建設コンサルタント	082-292-5481		長谷山弘志	730-0833	広島市中区江波本町 4-22	082-294-3575
㈱エイト日本技術開発	03-5341-5151		田中紀昭	164-8601	中野区本町 5-33-11 中野清水ビル	03-5385-8505
株エコル	03-5791-2901		矢島唯弘	108-0074	港区高輪 3-4-1 高輪偕成ビル	03-5791-2902
㈱エス・イー・エヌ環境計画室	06-6373-4117		津田主税	530-0014	大阪市北区鶴野町 4-11-1106	06-6373-4617
㈱エスティ環境設計研究所	092-271-3606		澁江章子	812-0028	福岡市博多区須崎町 12-8	092-271-3662
㈱LAU公共施設研究所	03-3269-6711		山本忠順	162-0801	新宿区山吹町 352-22 グローサユウ新宿	03-3269-6715
㈱オオバ	03-5931-5812		菊谷 隆	101-0054	千代田区神田錦町 3-7-1 興和一橋ビル	03-5931-5817
㈱環境・グリーンエンジニア	03-5209-3691		小林哲央	101-0041	千代田区神田須田町 2-6-5 OS'85 ビル	03-5209-3696
環境設計㈱	06-6261-2144		井上 健	541-0056	大阪市中央区久太郎町 1-4-2	06-6261-2146
株環境設計研究室	03-5401-3900		納谷和親	105-0001	港区虎ノ門 5-3-2 神谷町アネックス	03-5401-3905
株環境デザイン研究所	03-5575-7171		佐藤文昭	106-0032	港区六本木 5-12-22 永坂ビル	03-5562-9928
株環境緑地研究所	011-221-4101		村上恒久	060-0004	札幌市中央区北 4 条西 6-1-1 毎日札幌会館	011-221-4237
株環境緑地設計研究所	078-392-1701		松下慶浩	650-0024	神戸市中央区海岸通 2-2-3 サンエービル	078-392-1576
株環ヴィトーム	097-534-1436		松本克哉	870-0046	大分市荷揚町 10-13	097-537-8578
キタイ設計㈱	0748-46-4902		梶 雅弘	521-1398	近江八幡市安土町上豊浦 1030	0748-46-5620
株空間創研	075-823-6331	0	宇戸睦雄	600-8392	京都市下京区綾小路通堀川西入妙満寺町 580 番地 1	075-823-6332
(株)グラック	03-3249-3010		北川明介	103-0004	中央区東日本橋 3-6-17 山一織物ビル	03-5645-7685
㈱クロス・ポイント	045-777-2027		堀川朗彦	223-0062	横浜市港北区日吉本町 2-44-40-106 号	045-514-8529
㈱KRC	026-285-7670		宮入賢一郎	381-2217	長野市稲里町中央 3-33-23	026-254-7301
景域計画㈱	045-263-9504		八色宏昌	231-0005	横浜市中区本町 1-5-2-2D	045-263-9505
㈱景観プランニング	028-615-7500		栁田千恵子	320-0026	宇都宮市馬場通り 3-2-9 マスキンアネックスビル	028-615-7513
㈱建設環境研究所	03-3988-1818		浦川雅太	170-0013	豊島区東池袋 2-23-2	03-3988-2018
㈱現代ランドスケープ	06-6203-1270	\Diamond	西辻俊明	541-0046	大阪市中央区平野町 3-1-10-603	06-6203-1271
㈱公園マネジメント研究所	06-6947-6522	\Diamond	小野 隆	540-0012	大阪市中央区谷町 2-2-22 NS ビル	06-6947-6523
サンコーコンサルタント(株)	03-3683-7152		串田宗史	136-8522	江東区亀戸 1-8-9	03-3683-7116
㈱CES.緑研究所	045-315-2524	\Diamond	手塚一雅	231-0041	横浜市中区吉田町 3-11 サウンド吉田町ビル	045-315-2518
シビックアーツコンサルタント(株)	092-555-4151		書川真一	815-0032	福岡市南区塩原 4-5-29	092-555-5693
㈱シビテック	011-816-3001		三浦 亨	003-0002	札幌市白石区東札幌 2 条 5-8-1	011-816-2561
(株シン技術コンサル	011-859-2604		佐々木公明	003-0021	札幌市白石区栄通 2-8-30	011-859-2614
㈱新日本コンサルタント	076-464-6520		西田宏	930-0857	富山市奥田新町 1番 23号	076-464-6671
(株)スペースビジョン研究所	06-6942-6569		安場浩一郎	540-6591	大阪市中央区大手前 1-7-31 OMM ビル	06-6942-6897
㈱セット設計事務所	042-324-0724		和田 淳	185-0012	国分寺市本町 2-16-4	042-324-3468
株 ZEN環境設計	092-643-5500		中村久二	812-0053	福岡市東区箱崎 1-32-40	092-643-5520
㈱爽環境計画	03-3829-4691		木村 隆	130-0013	墨田区錦糸 3-7-11 メゾン・ド・ファミール	03-3829-4692
(株)総合計画機構	06-6942-1877		濱口和雄	540-0012	大阪市中央区谷町 2-2-22 NS ビル	06-6942-2447
㈱総合設計研究所	03-3263-5954	\Diamond	石井ちはる	102-0072	千代田区飯田橋 4-9-4 飯田橋ビル 1 号館	03-3263-7996

会員名	電話番号		協会代表者	Ŧ	所在地	FAX番号
第一復建株	092-412-2230		箱嶋 斉	812-0006	福岡市博多区上牟田 1-17-9	092-412-2240
ダイシン設計㈱	011-222-2325		川端達雄	060-0005	札幌市中央区北 5 条西 6-1-23	011-222-9103
大日コンサルタント㈱	058-271-2659		岩田裕憲	500-8384	岐阜市藪田南 3-1-21	058-276-6418
大日本コンサルタント株)技術統括部社会創造部	03-5298-2051		高橋雅幸	101-0022	千代田区神田練塀町 300 番地 住友不動産秋葉原駅前ビル	03-5295-2130
高野ランドスケーププランニング㈱	0155-42-3181	0	金清典広	080-0344	河東郡音更町字万年西 1 線 37 番地 旧チンネル小学校	0155-42-3863
㈱地域計画建築研究所	06-6205-3600		水谷省三	541-0042	大阪市中央区今橋 3-1-7 日本生命今橋ビル	06-6205-3601
株地球号	06-6945-7566		中見 哲	540-0031	大阪市中央区北浜東 6-6 アクアタワー	06-6945-7595
中央コンサルタンツ㈱	052-971-2541	\Diamond	三浦利夫	460-0002	名古屋市中区丸の内 3-22-1	052-971-2540
株塚原緑地研究所	043-306-8446	\Diamond	塚原道夫	261-0004	千葉市美浜区高洲 3-11-3 第 2 並木ビル	043-306-8447
株辻本智子環境デザイン研究所	0799-72-0216		辻本智子	656-2401	淡路市岩屋 3000-176	0799-72-0217
株東京ランドスケープ研究所	03-6859-1088		小林 新	151-0071	渋谷区本町 1-4-3 エバーグレイス本町	03-6859-1087
㈱ドーコン	011-801-1535	\Diamond	福原賢二	060-0808	札幌市北区北8条西3丁目28番地 札幌エルプラザ8階	011-801-1536
株都市技術設計コンサルタント	096-389-8453		西田公一	861-8045	熊本市東区小山 2-23-69	096-389-8506
株都市計画研究所	03-3262-6341		佐藤憲璋	103-0014	中央区日本橋蛎殻町 2-13-5 美濃友ビル	03-3669-8924
株都市ランドスケープ	03-5269-8982		内藤英四郎	162-0065	新宿区住吉町 5-7 曙橋ハイム鍋倉	03-6384-1814
㈱トロピカル・グリーン設計	098-832-3169		喜屋武 忍	902-0072	那覇市字真地 388 番地 6	098-832-6374
株中根庭園研究所	075-465-2373		中根史郎	616-8013	京都市右京区谷口唐田ノ内町 1-6	075-465-2374
株虹設計事務所	03-3419-7259	\Diamond	光益尚登	154-0001	世田谷区池尻 3-3-1 キドビル	03-3419-7246
日本工営都市空間㈱	052-979-9111		速水厚志	461-0005	名古屋市東区東桜 2-17-14 新栄町ビル	052-979-9112
株ニュージェック	06-6374-4032		堀内康介	531-0074	大阪市北区本庄東 2-3-20	06-6374-5147
パシフィックコンサルタンツ㈱	03-6777-4433		松延 穣	101-8462	千代田区神田錦町 3-22 テラススクエア	03-3296-0530
早川都市計画㈱	0565-89-8068		石川 武	471-0805	豊田市美里 2-17-5	0565-89-8067
株復建技術コンサルタント	022-262-1234		仲村明信	980-0012	仙台市青葉区錦町 1-7-25	022-265-9309
復建調査設計㈱	082-506-1853		藤田健一	732-0052	広島市東区光町 2-10-11	082-506-1890
イロアラネット・コンサルティングネットワーク	03-3652-5508		岡島桂一郎	132-0025	江戸川区松江 7-21-19	03-3652-5506
㈱プレック研究所	03-5226-1101		杉尾大地	102-0083	千代田区麹町 3-7-6 麹町 PREC ビル	03-5226-1112
株文化環境設計研究所	03-6321-8062		落合直文	165-0026	中野区新井 1-12-6 B102	03-6321-8062
株へッズ	06-6373-9369		田中康	530-0022	大阪市北区浪花町 12-24	06-6373-9370
北海道造園設計㈱	011-758-2261		佐藤俊義	060-0807	札幌市北区北7条西2-6 山京ビル	011-709-5341
㈱ポリテック・エイディディ	03-6222-8912		吉田博	104-0041	中央区新富 1-18-8 RBM 築地スクエア	03-5541-3510
株三菱地所設計	03-3287-5750		植田直樹	100-0005	千代田区丸の内 2-5-1 丸の内二丁目ビル	03-3287-3230
株緑設計	0188-62-4263	\Diamond	板垣清美	010-0973	秋田市八橋本町 4-10-26	0188-62-4273
株緑の風景計画	03-3422-9511		板垣久美子	154-0012	世田谷区駒沢 2-6-16	03-3422-9530
株森緑地設計事務所	03-5484-6070		藤内誠一	108-0014	港区芝 5-26-30 専売ビル	03-5484-1550
㈱URリンケージ	03-6803-6200		髙橋和嗣	135-0016	江東区東陽 2-4-24 サスセンター	03-6803-6222
㈱ライフ計画事務所	03-5626-4741	0	金子隆行	136-0071	江東区亀戸 6-58-12	03-5626-4740
㈱LAT環境設計	082-273-2605		青木成夫	733-0821	広島市西区庚午北 2-1-4	082-271-2230
㈱ランズ計画研究所	045-322-0581		満生朋子	220-0004	横浜市西区北幸 2-10-36	045-322-0719
㈱ランドプランニング	047-710-6120	\Diamond	萩野一彦	271-0092	松戸市松戸 1228-1 5F	047-710-6220
㈱リアライズ造園設計事務所	06-6941-1151		田中幸一	540-0026	大阪市中央区内本町 1-1-6-401	06-6941-1154
㈱緑景	06-6763-7167		瀬川勝之	542-0064	大阪市中央区上汐 1-4-6	06-6765-5599

会員名	電話番号	協会代表者	₹	所在地	FAX番号
アゴラ造園㈱	03-3997-2108	荻野淳司	179-0075	練馬区高松 6-2-18	03-3997-2252
株石勝エクステリア	03-3709-5591	川崎鉄平	158-0094	世田谷区玉川 2-2-1	03-3709-5857
石黒体育施設㈱	052-757-4030	石黒和重	464-0848	名古屋市千種区春岡 2-27-18	052-763-8110
㈱ウォーターデザイン	03-3431-8070	山本 誠	105-0004	港区新橋 6-9-2 新橋第一ビル	03-3431-8116
内田工業㈱	052-352-1811	内田裕郎	454-0825	名古屋市中川区好本町 3-67	052-351-1326
H.O.C ㈱	0956-48-8101	鏑流馬清規	858-0907	佐世保市棚方町 221-2	0956-48-8111
株岡部	0764-41-4651	石永裕明	930-0026	富山市八人町 6-2	0764-31-6340
快工房㈱	048-291-7721	時岡邦男	333-0816	川口市差間 2-14-5	048-291-7725
小岩金網㈱	03-5828-8828	一戸典夫	111-0035	台東区西浅草 3-20-14 JNT ビル	03-5828-7693
コサカ建材㈱	052-433-5821	高田一行	453-0837	名古屋市中村区二瀬町 53 番地	052-433-5847
㈱コトブキ	03-5280-5400	小林大祐	105-0013	港区浜松町 1-14-5 D.I. センター	03-5280-5768
㈱コンパスサービス	03-5920-7031	天木信彦	174-0064	東京都板橋区中台 2-15-8-104	03-5920-7032
㈱ザイエンス	03-3284-0501	杉本吉正	101-0035	千代田区神田紺屋町 17 ONEST 神田スクエア	03-3284-0504
㈱サカヱ	0422-47-5981	栗田耕司	181-0004	三鷹市新川 4-7-19	0422-49-2122
㈱サトミ産業	0258-87-5500	佐藤・勉	940-0871	長岡市北陽 2-14-23	0258-87-5501
株三英 景観事業部	04-7153-1511	棚田信幸	270-0119	流山市おおたかの森北 1-8-6	04-7153-3627
信建工業株	054-276-2151	立石 守	421-1212	静岡市葵区千代 1-18-29	054-276-2154
スイコー(株)	06-6412-5855	矢島由浩	660-0857	尼崎市西向島町 86 番地	06-6414-2284
西武造園㈱	03-4531-3600	本郷壮一	171-0051	豊島区長崎 5-1-34 東長崎西武ビル	03-4531-3610
大嘉産業㈱ 産業資材事業部環境施設部	03-6716-0885	坪井秀敏	140-0004	品川区南品川 2-2-13 南品川 JN ビル	03-6716-0826
太陽工業㈱ 空間デザインカンパニー	03-3714-3461	鈴木久文	153-0043	目黒区東山 3-16-19	03-3791-7731
大和リース㈱	06-6942-8011	野田夏夫	540-0011	大阪市中央区農人橋 2-1-36	06-6942-8051
タカオ㈱	0849-55-1275	高尾典秀	720-0004	福山市御幸町中津原 1787-1	0849-55-2481
テック大洋工業㈱	03-5703-1441	小俣智裕	144-0052	大田区蒲田 4-22-8	03-5703-1444
東亜道路工業㈱	03-3405-1813	荒木亨一	106-0032	港区六本木 7-3-7	03-3405-4210
㈱ドゥサイエンス	03-5561-9751	香取良一	106-0032	港区六本木 4-1-16	03-5561-9726
㈱トーシンコーポレーション	03-3714-0151	塚田俊介	152-0001	目黒区中央町 2-35-13	03-3710-1191
トーヨーマテラン(株)	0568-88-7080	八木道雄	480-0303	春日井市明知町 1512	0568-88-3370
㈱中村製作所	047-330-1111	櫻田正明	271-0093	松戸市小山 510	047-330-1119
日都産業㈱	03-3334-2216	西尾幸三	168-0081	杉並区宮前 5-19-1	03-3334-6211
日本乾溜工業㈱	092-632-1050	下川 徹	812-0054	福岡市東区馬出 1-11-11	092-632-1082
日本体育施設㈱	03-5337-2616	奥 裕之	164-0003	中野区東中野 3-20-10 ケイエム中野ビル	03-5337-2610
長谷川体育施設㈱	03-3422-5331	中田慎一	154-0004	世田谷区太子堂 1-4-21	03-3412-8415
花豊造園株 花豊造園株	075-341-2246	勝山禎彦	600-8361	京都市下京区大宮通五条下る二丁目堀之上町 518 番地	075-361-0961
日日石材(株)	03-5637-9211	渡辺昌照	131-0033	墨田区向島 3-39-14	03-5637-9213
㈱日比谷アメニス	03-3453-2402	藤原拓磨	108-0073	港区三田 4-7-27	03-3453-2417
株富士植木	03-3265-6731	成家 岳	102-0074	千代田区九段南 4-1-9	03-3265-3031
前田工繊㈱ 東京本社	03-6402-3944	近藤宏之	105-0011	港区芝公園 2-4-1 芝パークビル A 館	03-6402-3945
株丸山製作所	03-3637-4340	丸山智正	136-0071	江東区亀戸 7-5-1	03-3683-7553
㈱モクラボ	0790-66-3210	関根純一	671-2411	姫路市安富町三森 421-3	0790-66-3810
株ユニソン	052-238-1187	荒川直樹	473-0925	豊田市駒場町藤池 17 番地 1	052-238-1178

編集後記

CLAjournal をご覧いただき、ありがとうございます。今号は、例年の CLA 賞受賞作品の紹介と合わせて、「都市公園制度とランドスケープコンサルタント」と題した、都市公園制度 150 周年記念に合わせた企画特集を取りまとめました。

都市公園制度は、来年の1月に150周年を迎えます。これに合わせて、今年の暮れから来年にかけて、様々な機関や団体において、多くの記念事業が展開される予定です。CLAでは、ジャーナルの発刊に合わせて、これを先取りしてご案内をしたものです。基礎的なマメ知識も含めてご一読いただければ、今後の関連事業がより一層楽しめることと期待しております。

CLA 賞受賞作は、最優秀賞 2 点、優秀賞 4 点、特別賞 3 点、奨励賞 3 点と、多彩な内容となりました。今後もますます、ランドスケープの可能性に、期待大です。



^{no}.183

発行日© 2022年10月24日

発行人◎ 金清典広

編 集◎ (一社)ランドスケープコンサルタンツ協会 広報委員会

発行所◎ (一社) ランドスケープコンサルタンツ協会 〒103-0004 東京都中央区東日本橋3-3-7 近江会館ビル

TEL 03-3362-8266 FAX 03-3662-8268 https://www.cla.or.jp

※本ジャーナルの無断複製・転載・転用は固くお断りします。